

令和 6 年 7 月 24 日

飯塚市教育委員会 御中

飯塚市文化施設活用検討委員会
委員長 河 知 延

嘉穂劇場施設改修・管理運営計画の策定について（答申）

令和 5 年 7 月 14 日付け 5 飯教文第 288 号で本委員会に諮問のありました標記について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「嘉穂劇場施設改修・管理運営計画（案）」を取りまとめましたので答申します。

なお、本委員会においては、答申をまとめる過程で様々な意見交換がなされました。

本計画（案）に盛り込むことのできなかった意見を下記のとおりまとめましたので、これらの意見も十分に尊重いただき、嘉穂劇場が多くの市民や演者から愛され利用される賑わいの施設として再生する日が一日でも早く来ますよう、計画の策定とその実現に向けて最善を尽くされることを切に要望します。

記

1. 市民参画について

嘉穂劇場の再開にむけて、今足りないのは市民運動であると感じる。市民が嘉穂劇場を、そして自分のまちを自分事としてどうにかしようと考えていくことが重要である。

嘉穂劇場再開を契機にまちが盛り上がる、今現在もそのひとつの過程ととらえ、できるだけ多くの反対する市民と、できるだけ多くの嘉穂劇場を何とかしたい人を巻き込んで、劇場再開の機運を醸成することに積極的に取り組んでほしい。

2. 商店街・地域への広がりについて

嘉穂劇場のまわりには、空き家や空地が目立ち始めている。嘉穂劇場の再開に向けた取り組みがエリア全体のマネジメントに広がっていくことを期待したい。歩行者天国や路面のカラーコーティング、提灯型の街灯の設置など、劇場周辺の整備手法は様々考えられると思うが、この計画が市民や周辺店舗を巻き込み、都市計画の視点でわくわくするような周辺のまちづくりの検討へとつながっていくことを希望する。

3. 休館中の取組について

再開までの期間が長期化する中、休館中の市民の関心をつなぎとめる取り組みが非常に重要であると考え。嘉穂劇場前の駐車場だけでも早く整備してイベント利用できることや、「映えスポット」を設置して劇場の敷地内で写真が撮れるなど、できることから速やかに取り組んでほしい。改修工事が着工されれば、工事の内容もリアルタイムで発信することができ、市民の関心を高めることにつながる。休館中も積極的なアピールと情報発信に努めてほしい。

4. 嘉穂劇場のブランディングについて

嘉穂劇場のブランディングを丁寧に進めてほしい。嘉穂劇場は歴史的な価値を残しながら、劇場として、そして観光施設として嘉穂劇場でなければできないユニークなコンテンツに取り組むなど、他の公立文化施設との差別化を明確にして嘉穂劇場の強みを発信して行ってほしい。そのことが、海外のお客様の受入れにも確実につながっていくものと考えている。

嘉穂劇場
施設改修・管理運営計画(案)

2024(令和6)年 7 月 24 日
飯塚市文化施設活用検討委員会

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画の背景と嘉穂劇場の現状	1
2. 嘉穂劇場を取り巻く周辺環境・施設等	10
3. 現況および改善が必要な箇所の確認	13
4. 再整備に係る法的課題の整理	16
第2章 施設改修・管理運営計画策定にあたって	22
1. 嘉穂劇場が目指す姿(基本理念)	22
2. 嘉穂劇場に求める機能	22
第3章 施設改修計画	24
1. 施設改修のコンセプト	24
2. 施設改修の基本的な考え方	24
3. 各棟の主な改修事項(実現すべき空間・機能)	26
4. 劇場機能図とゾーニングイメージ	30
第4章 管理運営計画	31
1. 管理運営の基本的な考え方	31
2. 事業計画	31
3. 組織計画	34
4. 施設管理計画	37
5. 広報宣伝計画	42
6. 収支計画	43
第5章 事業スケジュール	44
【参考資料】	
1. 本計画に至るまでの取り組み	46
2. 用語集	48

第1章 はじめに

1. 計画の背景と嘉穂劇場の現状

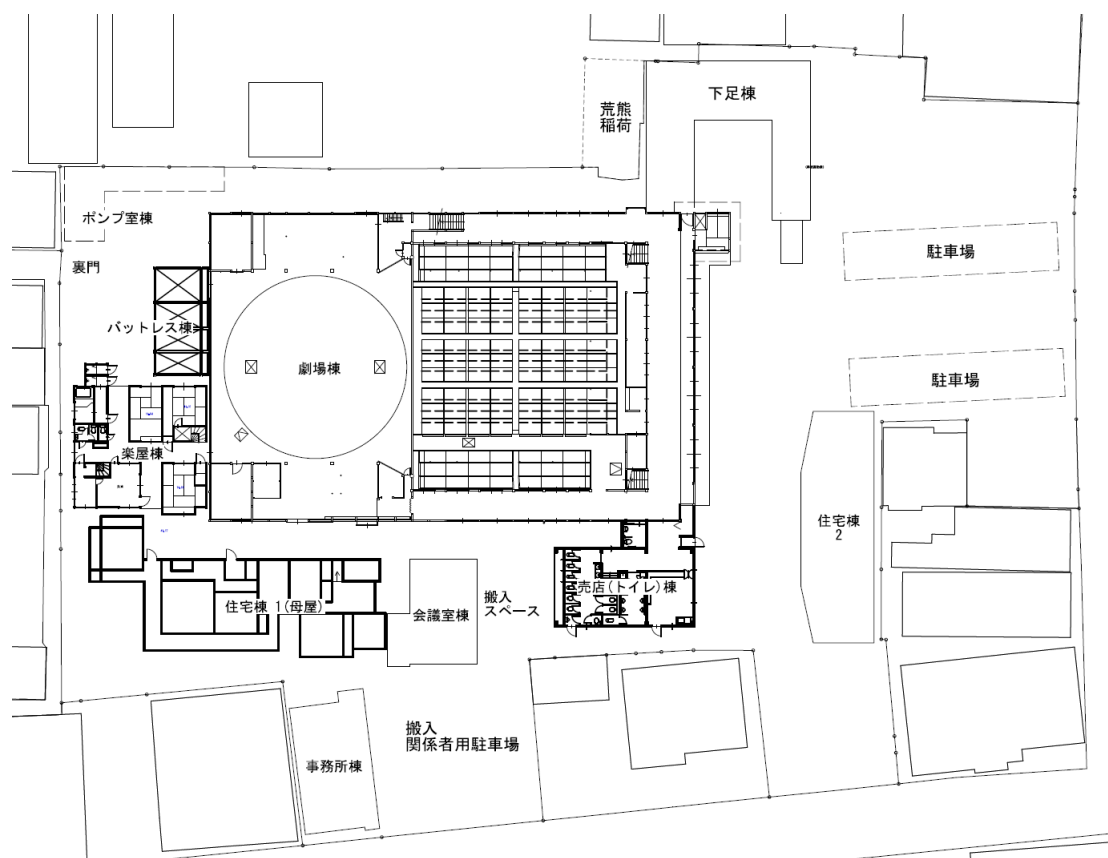
(1) 嘉穂劇場再開場に向けた経緯と「嘉穂劇場施設改修・管理運営計画」について

嘉穂劇場は1931(昭和6)年、現在の姿で開館して以降、約90年の長きにわたり、民間の手によって運営されてきました。2003(平成15)年7月には大水害で壊滅的な被害を受けましたが、かつてこの劇場を利用してきた多くの芸能人や市民等の支援で復興を遂げた劇場です。2006(平成18)年には国の登録有形文化財となり、2007(平成19)年には近代化産業遺産として経済産業省より認定を受けました。しかし、2019(令和元)年以降の新型コロナウイルス感染症の影響で、多数のイベントが中止となり、2021(令和3)年5月に運営母体のNPO法人嘉穂劇場が解散し、休館せざるを得ない状況になりました。

飯塚市は2021(令和3)年9月に嘉穂劇場の贈与を受けたことから、翌年、飯塚市教育委員会は飯塚市文化施設活用検討委員会(第1期)を設置し、嘉穂劇場の今後の活用の方策についての検討の場を設け、2023(令和5)年2月に当委員会より「嘉穂劇場等文化施設の活用の方策に関すること」の答申を受けました。

本計画はこの答申を受け、今後の嘉穂劇場の改修に係る方針と再開場後の管理運営に関する基本的な方針を示すものであります。

【嘉穂劇場の施設現況】



【概要】

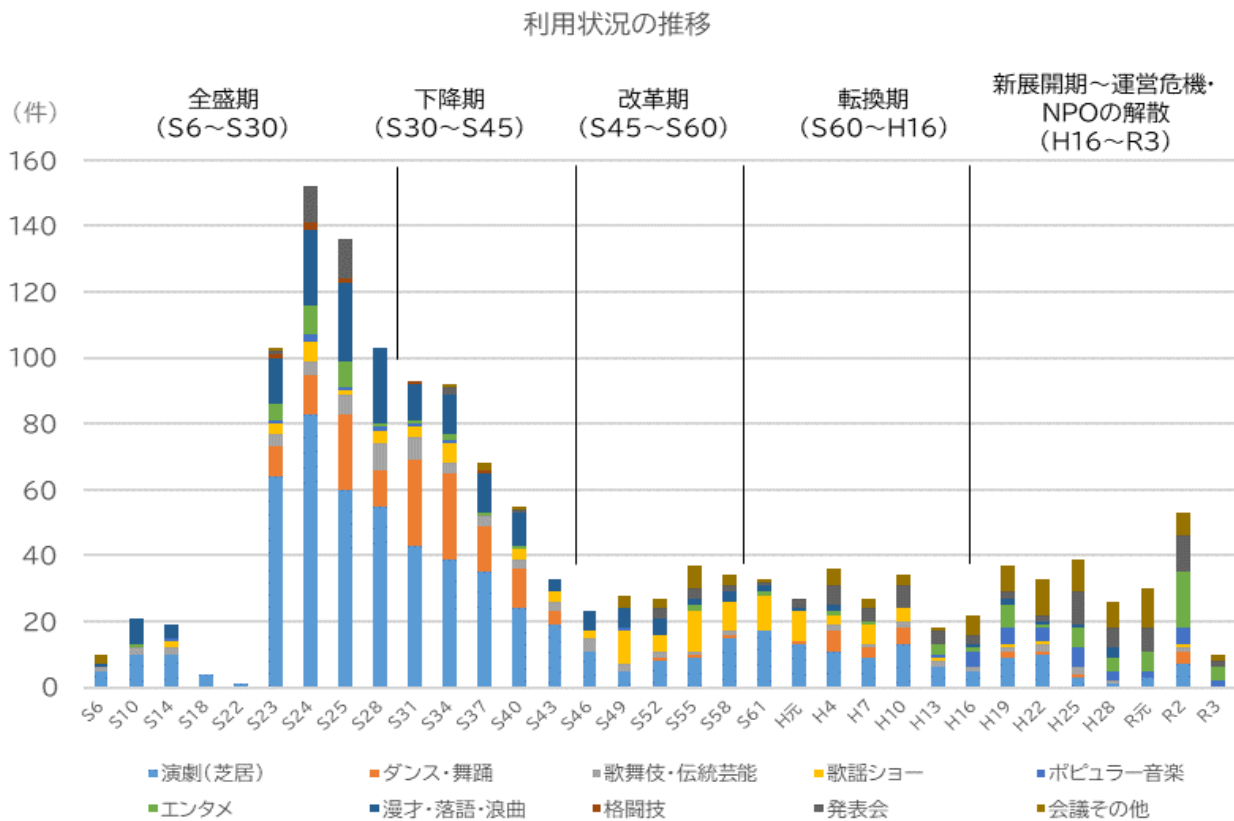
敷地条件等	所在地	飯塚市飯塚 5 番 23 号
	用途地域	商業地域
	防火指定	準防火地域
	容積率、限度面積	400%
	敷地面積	4,266.6 m ²
	道路	南側幅員 5,885.0mm／東側幅員 4,792.0mm
	前面道路の幅員による容積率の低減	12,245.1 m ² (287%=60%×4.792)
	建蔽率、限度面積	80% 3,413.3 m ²
	日影規制	無し
建築概要	用途	劇場
	竣工年	1931(昭和 6)年
	階数・構造	劇場棟:木造 2 階
	建築面積	劇場棟:1,117 m ²
	延床面積	劇場棟:1,670 m ² 、ほか附属棟:計約 1,680 m ²
	施設構成	【劇場棟】 舞台、客席、小道具室、道具師室、玄関(ロビー)、テケツ 他 【売店棟】 売店、客用トイレ、多機能トイレ、展示室 他 【その他】 住宅棟 1、住宅棟 2、事務所棟、会議室棟、下足棟、楽屋棟、 駐車場管理人室、駐車場棟、ポンプ室棟、バットレス棟
	その他	2006(平成 18)年 国登録有形文化財に登録 2007(平成 19)年 近代化産業遺産として経済産業省より認定

(2)これまでの利用・運営状況

1931(昭和 6)年の開館以降、全盛期には演劇の興行利用が全ジャンルの半数以上を占め、年間 50 件の演劇公演、全体で 100 件以上の公演が行われていました。1955(昭和 30)年以降は「ダンス・舞踊(ストリップ含む)」の利用が増え、また、1970(昭和 45)年以降は「歌謡ショー」の利用が見られるようになりますが、全盛期と比較すると公演件数は減少し、2003(平成 15)年に福岡県北部豪雨の被害を受けるまでは年間約 30 件～40 件の公演数で推移していました。

2004(平成 16)年、NPO 法人嘉穂劇場により運営が再開された際は、災害復興記念イベントが開催され、一時期公演件数が増加しましたが、それ以降は年間 40 件前後で推移してきました。この時期においては、演劇やポピュラー音楽などの興行公演は合わせて約 10 件と少なく、映画やテレビ番組のロケ利用、各種団体の発表会、会議等での利用が半数以上を占めています。

また、2007(平成 19)年の旧伊藤伝右衛門邸一般公開を契機に、旅行会社とともに訪日外国人観光客をターゲットとした劇場見学利用者の獲得に取り組み、2020(令和 2)年の新型コロナウイルス感染症拡大前までは年間約 2～3 万人の見学者が来場していました。

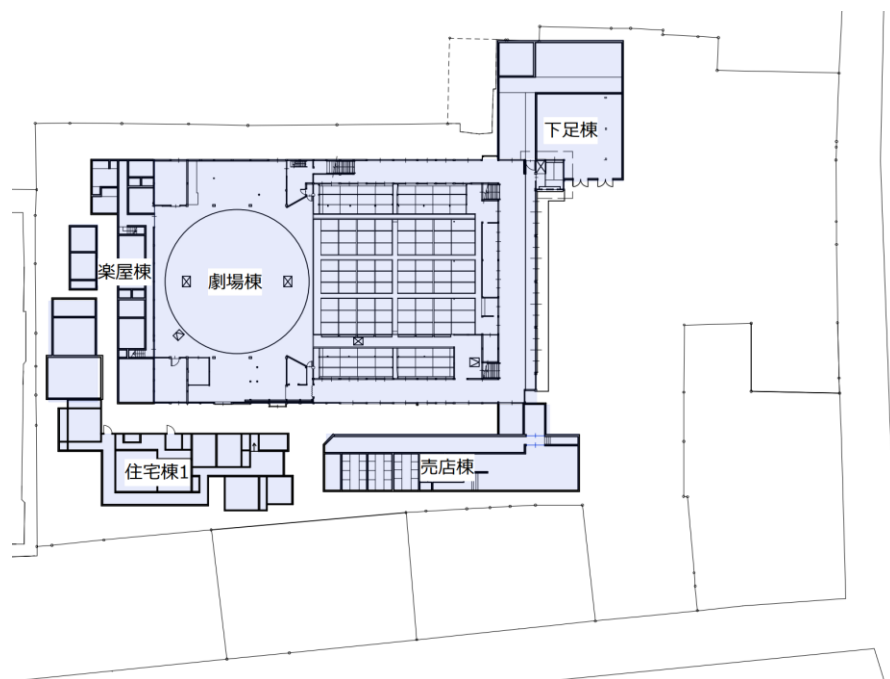


(3)増改築・改修の経緯

嘉穂劇場は開場以降、劇場棟と附属棟について、それぞれ増改築を重ねて現在に至ります。改修と再開場にあたっては、現状の維持が困難な箇所や過去にさかのぼって復元が必要な箇所を明確にする必要があります。過去の資料や聞き取り調査等から判明している増改築・改修の経緯は以下のとおりです。

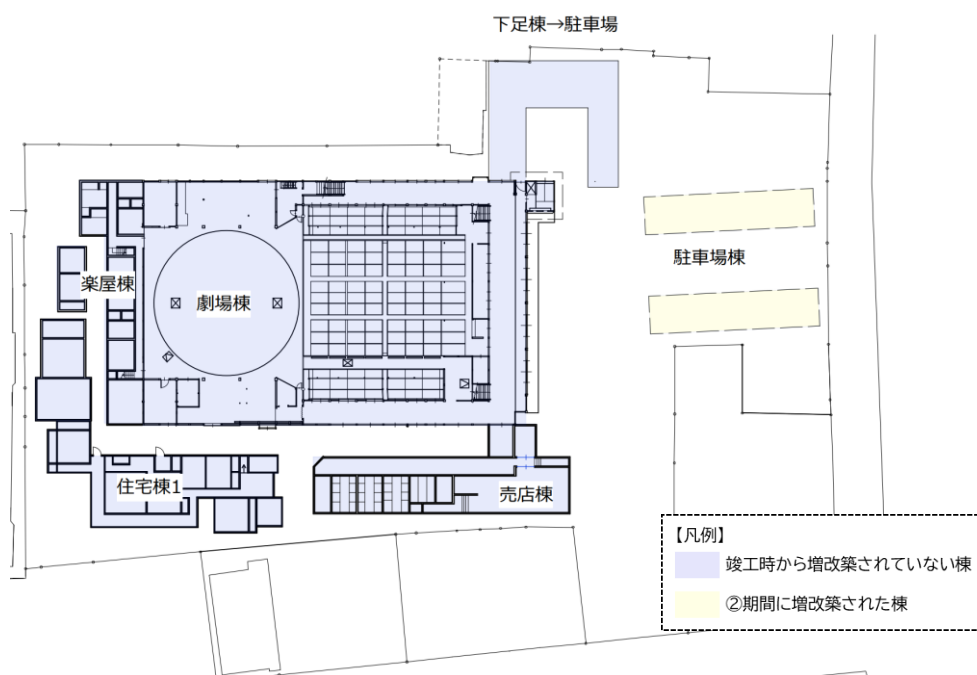
① 1931(昭和 6)年～1955(昭和 30)年頃

開場当初の施設配置。舞台裏に楽屋が設置されていた。



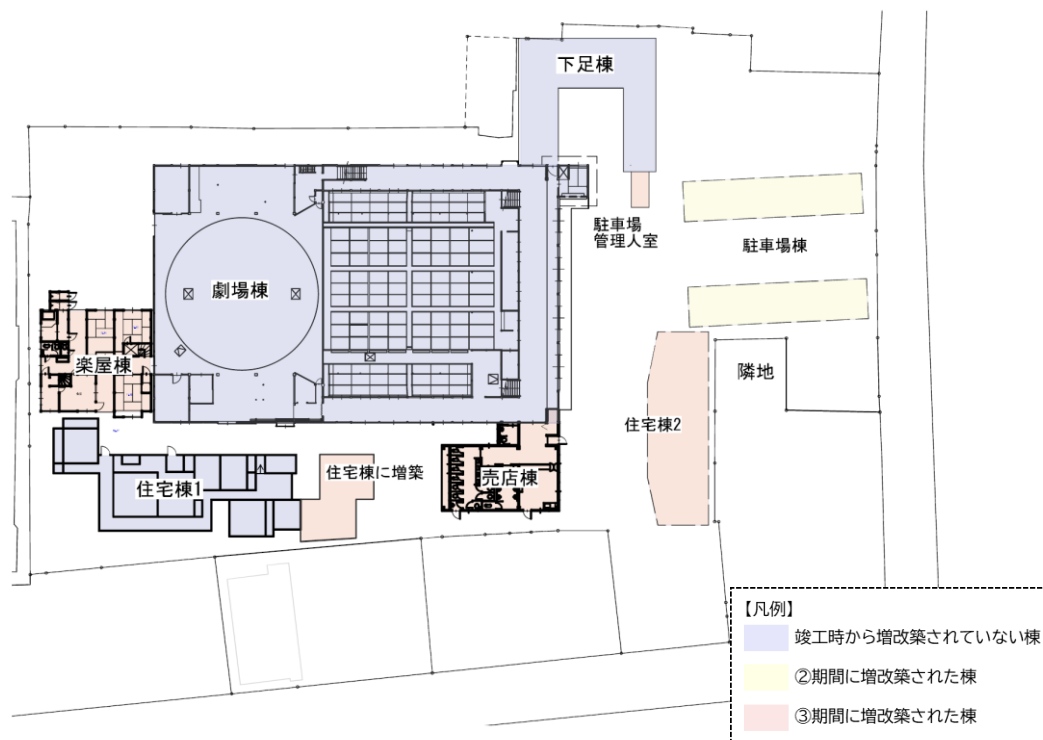
② 1955(昭和 30)年～1970(昭和 45)年頃

1963(昭和 38)年に駐車场上屋を設置。1967(昭和 42)年、下足預かりを廃止し駐車場を拡大した。



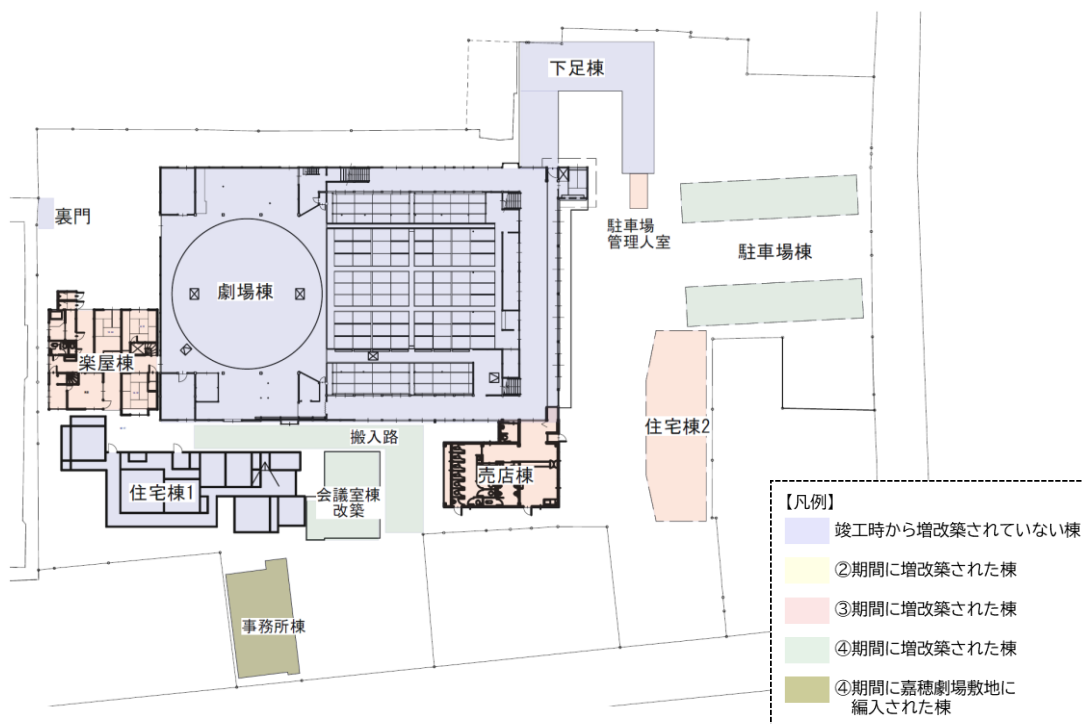
③ 1970(昭和45)年～1985(昭和60)年頃

1970(昭和45)年に売店棟が、1972(昭和47)年に楽屋棟が建て替えられた。1977(昭和52)年に住宅棟2が整備された。また、この頃に住宅棟1東側に台所兼食堂、宣伝室が増築され、下足棟南西隅に駐車場管理人室が整備された。



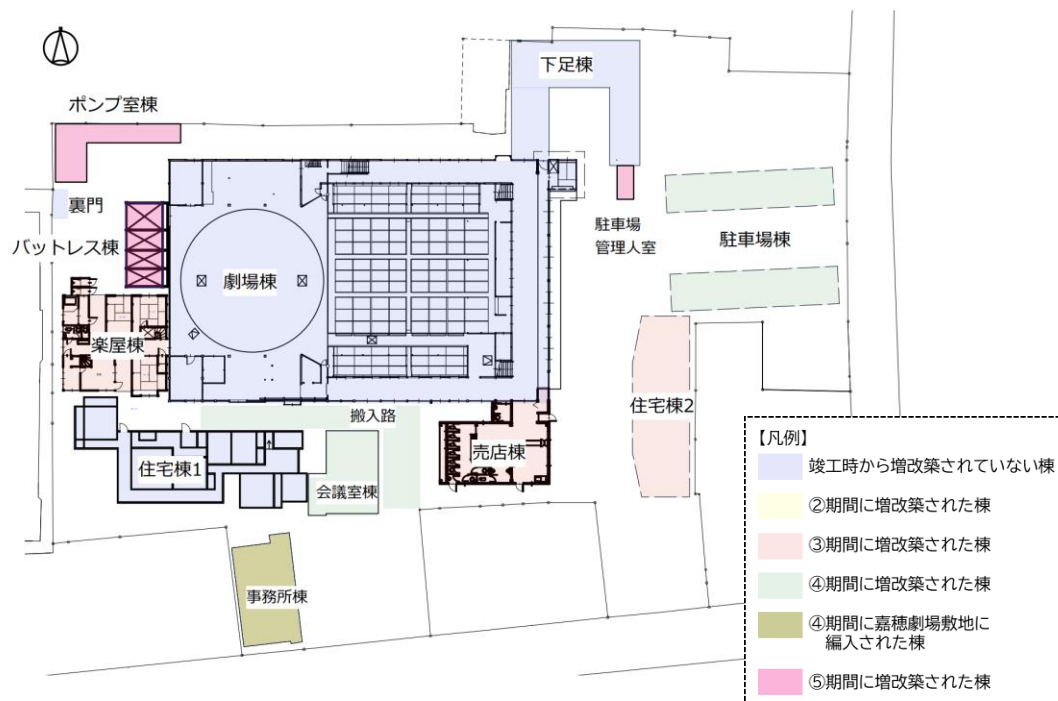
④ 1985(昭和60)年～2003(平成15)年頃

1996(平成8)年に住宅棟1の増築部分が会議室棟に建て替えられた。同年、搬入路の上屋が設置された。



⑤ 2004(平成 16)年～2024(令和 6)年 ※現在

2004(平成 16)年実施の嘉穂劇場復旧工事後の状況。水害対策及び耐震補強を主な目的として、新たにポンプ室棟とバトレス棟が設置された。2012(平成 24)年に下足棟が一部内部化された。



(4)国の文化施策の動き

嘉穂劇場の公立文化施設としての再開場に向けて、国の文化施策や公立の文化施設のあり方に照らして、その基本的な方向性を定める必要があります。嘉穂劇場は飯塚市の文化芸術振興の一翼を担うことが期待されるのみならず、観光振興にも大きな役割を果たすことが期待されています。文化芸術と観光の双方にかかる法整備の流れについては以下のとおりです。

① 文化芸術基本法

国は2001(平成13)年に「文化芸術振興基本法」を制定し、その後同法に基づいて「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を第4次まで策定し、文化芸術環境の整備や文化芸術による心豊かな社会の実現を目指してきました。

近年、社会情勢が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められるようになり、2017(平成29)年6月に「文化芸術基本法」が施行されました。同法では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、その他の関連分野を取り込むことで、文化芸術の更なる発展や創造を目指しています。

② 文化芸術推進基本計画

「文化芸術基本法」の施行を受け、2018(平成30)年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画(第1期)」では、「文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している」と記されており、2023(令和5)年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画(第2期)」においても、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、推進していくことが必要であるとされています。

③ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)

2012(平成24)年6月、劇場・音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の振興、ひいては活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されました。

同法では、文化芸術活動の推進や人材育成のために設置者、運営者、芸術家、文化芸術団体、教育機関等の連携の必要性が明記されています。

また、「新しい広場」として地域の発展を支える機能を持つこと、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」となることが望まれるなど、劇場・音楽堂等で行われる文化芸術が国民の生活や地域社会、国際社会の成熟に寄与するものであることが示されています。

④ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)

2020(令和2)年5月、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が施行されました。同法は、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげることで、経済効果が文化の振興に再投資される好循環の創出を目指すものであり、そのためには、文化施設連携や地域の観光関係事業者等との連携が必要と示されています。

(5)飯塚市の上位・関連計画

飯塚市は第2次総合計画の目標像として「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」を掲げ、各施策に取り組んでいます。これらの関連施策と、「答申書 嘉穂劇場等文化施設の活用の方策に関する事」（2023(令和5)年2月)を念頭に、市の目標像や関連施策において嘉穂劇場に期待される役割を整理し、本計画に反映します。

第2次飯塚市総合計画 [2017(平成29)年～2026(令和8)年]	
都市目標像	人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～
まちづくりの基本理念	人権を大切に市民協働のまち 共に支えあい健やかに暮らせるまち 活力とうるおいのあるまち やさしさと豊かな心が育つまち 水と緑豊かな快適で住みよいまち

飯塚市文化振興マスタープラン(第2次) [2017(平成29)年～2026(令和8)年]	
理念	個性豊かな新しい文化の創造
基本目標	基本目標① 飯塚の郷土性を活かす 基本目標② 市民参加を主体とする
施策の柱	①文化を担う人づくり ②文化活動の場づくり ③文化振興の体制づくり ④文化活動のネットワークづくり ⑤文化の見えるまちづくり

飯塚都市計画マスタープラン [2022(令和4)年～2031(令和13)年]	
まちづくりの理念	健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図るコンパクトなまちづくり
都市目標像	拠点連携型都市(多様な連携によるコンパクトシティ)
基本目標	基本目標① 誰もが安心して暮らせる共生のまち 基本目標② 未来を創る活力あるまち 基本目標③ 住みたくなる住み続けたい魅力あるまち

第2次飯塚市観光振興基本計画改訂版 [2024(令和6)年～2027(令和9)年]	
観光キャッチフレーズ	「ヒトコネクト!!」 これまで知られていない、もっと知ってほしい施設や自然、イベントなどの観光資源を活用し、スポーツ・ヘルス・ファン・アドベンチャーといった様々なコンテンツでのツーリズム等、人を惹きつける魅力的な資源と観光客をつなぐことで、訪れた人が、新たに自分の好きなコトや好きなモノを見つけ、何度も訪れたい楽しみることができる「いいづか推し」の観光客を増やしていく

観光キーワード	人と想い「つなぐ つなげる つながる」いづか
基本方針	基本方針① 観光推進体制の確立・強化 基本方針② 既存資源の活用・観光資源の発掘 基本方針③ 情報発信の強化 基本方針④ インバウンド観光客誘客の促進 基本方針⑤ 広域連携の推進 基本方針⑥ 受入環境の充実

飯塚市文化財保存活用地域計画 [2023(令和 5)年～2032(令和 14)年]	
目指す将来像	文化財を守り育む・文化をつなぐまち
基本方針	基本方針① 魅力の把握と磨き上げ ・文化財の現状を把握するための調査の推進 ・文化財の価値の解明に向けた調査の推進 ・文化財の指定・登録 基本方針② 守り育む ・文化財の保存・活用のための体制整備 ・文化財の適切な保存 ・文化財の担い手の育成 基本方針③ 文化をつなぐまちづくり ・文化財に親しむことのできる整備 ・文化財を活用する取組みの推進

答申書 嘉穂劇場等文化施設の活用の方策に関する事 [2023(令和 5)年 2 月]	
嘉穂劇場の 4 つの性格	① 今後とも劇場としての性格を持ち続けていくこと ② 劇場として使用しない時には、多目的公共施設としての性格を持つこと ③ 観光資源として機能する施設としての性格を持つこと ④ 文化財としての価値、性格を持ち続けていくこと
これからの嘉穂劇場に 期待されること (ターゲットと機能)	・市民が利用でき、市民が誇れる劇場に ・子どもたち・家族が思い出を作り、子どもたち・家族に愛される劇場に ・演者から扱われ、繰り返し使ってもらえる劇場に ・外国人にとって日本文化を体感でき、大きな興味を持ってもらえる劇場に
再開のために 取り組むべきこと	・嘉穂劇場の合理的配慮の視点 ・多目的施設としての設備の工夫 ・舞台裏の整備など、演者から愛される施設となるために必要なこと ・嘉穂劇場の運営を福岡市と北九州市などとの広域的な連携の視点で考えていくこと ・再開まで市民等の嘉穂劇場に対する関心を高め、市民の利用・活用への期待感をもってもらうための取組みの継続実施

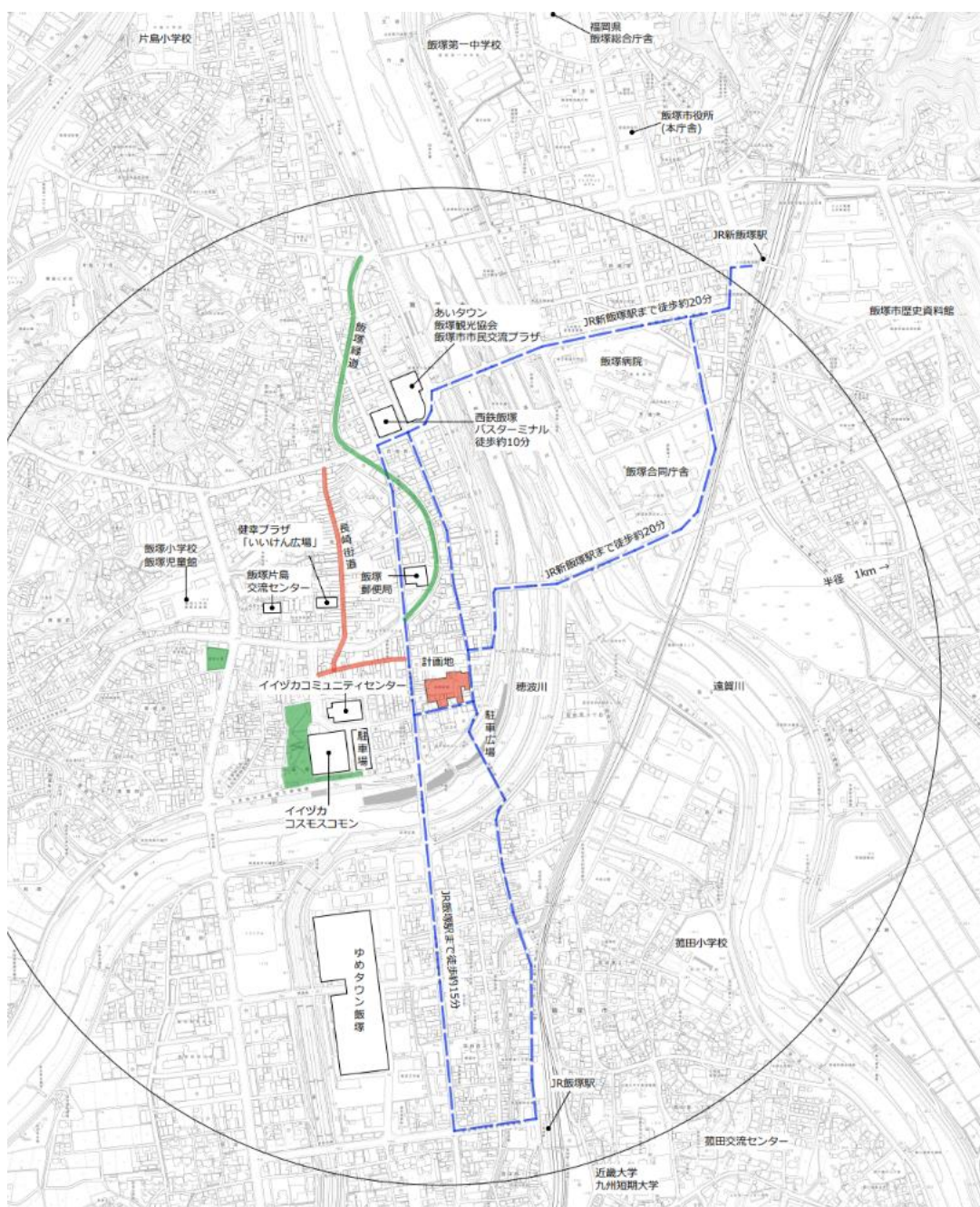
2. 嘉穂劇場を取り巻く周辺環境・施設等

(1) 周辺環境

嘉穂劇場は、JR 飯塚駅まで徒歩約 15 分、JR 新飯塚駅まで徒歩約 20 分、西鉄飯塚バスターミナルまで徒歩約 10 分の位置に立地しています。近隣には飯塚市文化会館イイヅカコスモスコモン(以下、「イイヅカコスモスコモン」)やイイヅカコミュニティセンター(飯塚市中央公民館)が立地し、飯塚市中心部の文化振興を担うエリアと言えます。

また、穂波川に隣接していることから、休館前は駐車場として河川敷駐車広場が利用されていました。かつては水害により甚大な被害がもたらされましたが、浸水対策事業が進められた結果、近年では浸水被害は見られません。

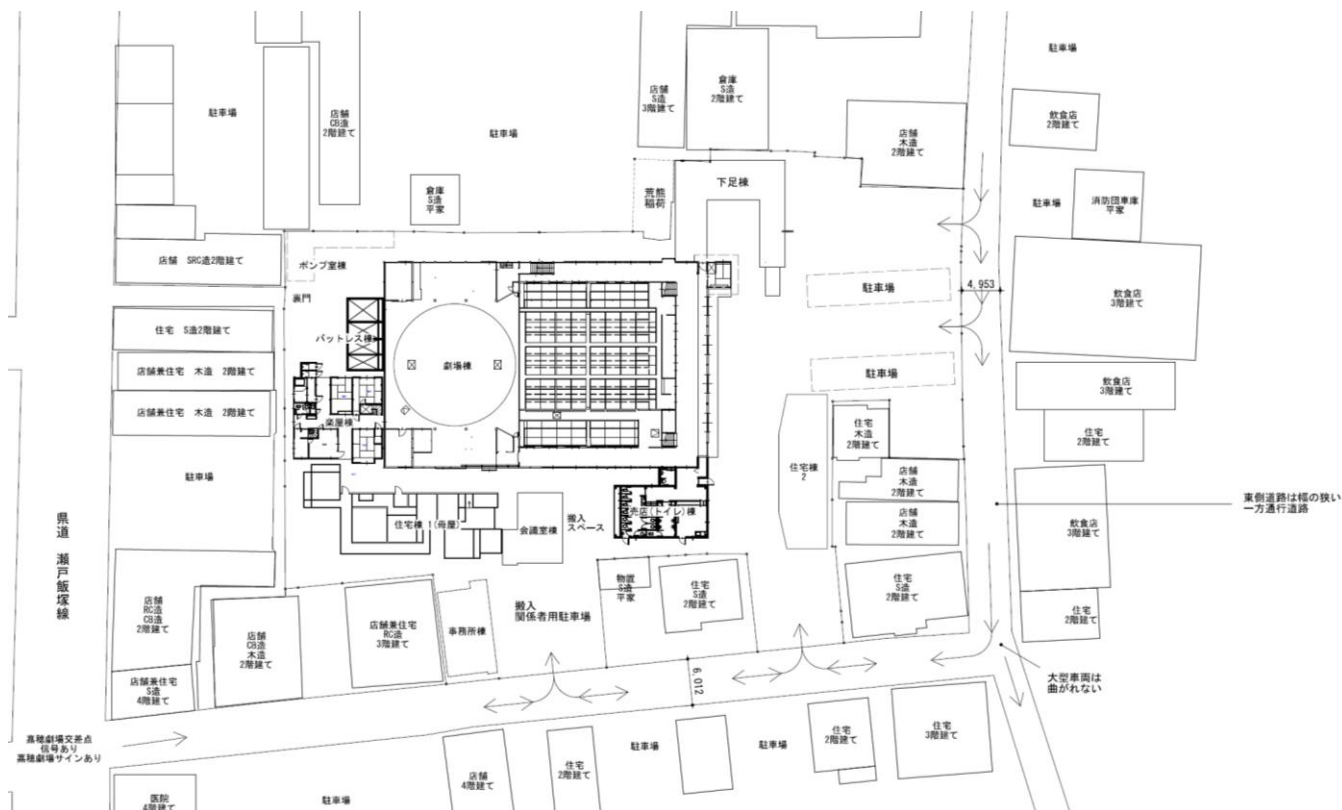
【嘉穂劇場周辺広域図】



嘉穂劇場の周辺には飲食店が立ち並びますが、夜間のみの営業の店舗が多く、日中は人通りが少なく閑散としています。隣接した敷地には住宅も立地するため、音響の利用等においては住民への配慮が必要です。

劇場裏手にあたる県道瀬戸飯塚線には福岡市と飯塚市をつなぐ高速バスの停留所も配置されており、福岡都市圏への交通利便性も高いエリアです。

【嘉穂劇場周辺図】



※矢印は車両の進行方向を示す

(2) 嘉穂劇場周辺の他の文化施設概要

飯塚市では市民の文化活動、生涯学習等の場を整備するほか、市民が郷土の歴史に触れ、学ぶ機会を提供しています。嘉穂劇場はこれらの市内施設と積極的に連携し、地域の歴史を伝えると同時に、現在の飯塚市の文化を創造・発信する生きた文化財として、芸術文化の更なる発展に寄与することが期待されています。

イイヅカコスモスコモン	
住所	福岡県飯塚市飯塚 14-66
概要	市民の文化に触れる裾野を広げる役割を持つ施設。1992(平成4)年1月に開館。 ＜各諸室の主な用途＞ ・大ホール…コンサート、演劇、講演会、発表会 ・中ホール…クラシックコンサート、ポップスコンサート、演劇、講演会 ・展示ホール…展示会、発表会、講演会、大きな会議等(可動式パネルあり)
施設構成	大ホール(1,504 席)、中ホール(582 席)、展示ホール、練習室、リハーサル室等

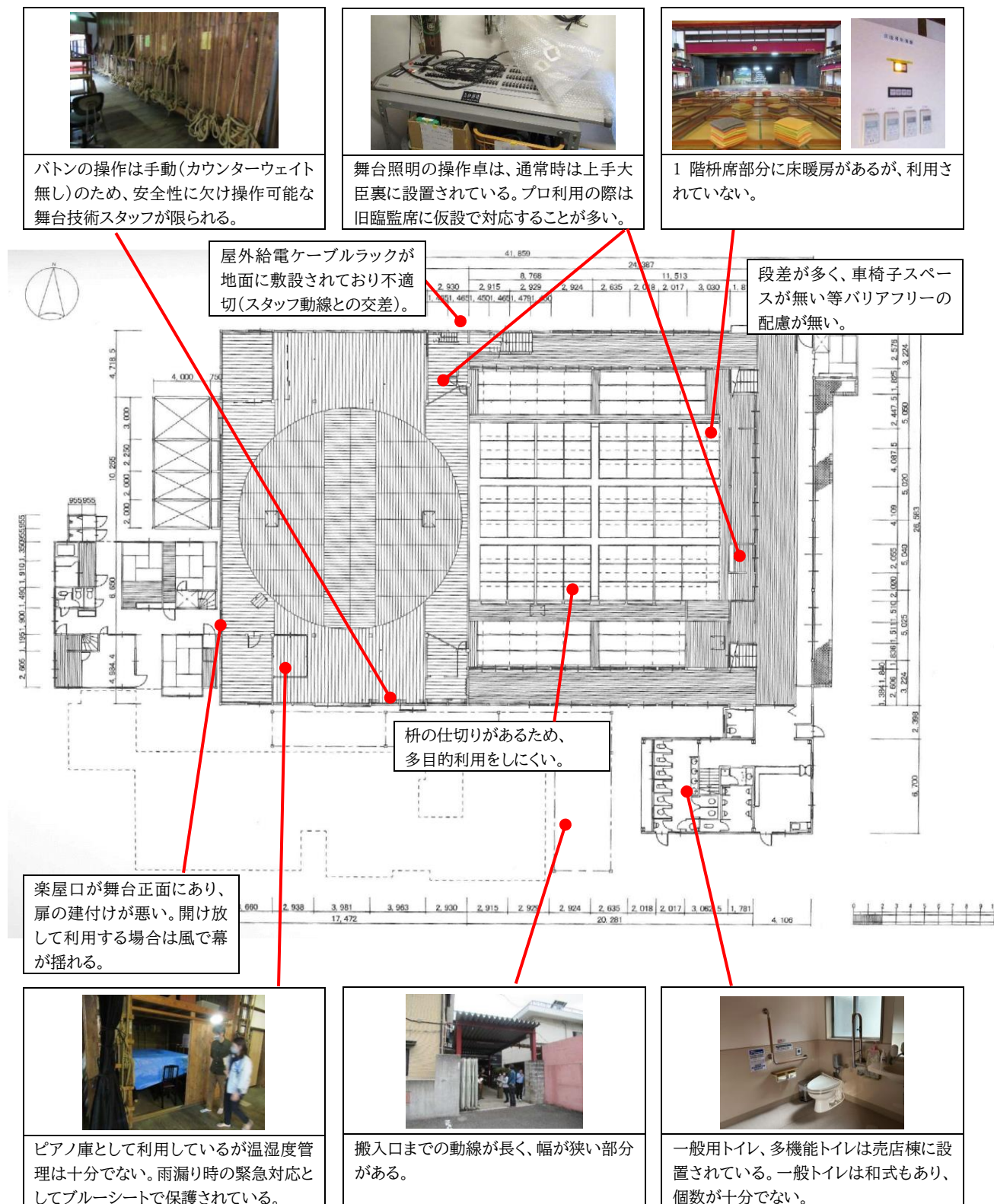
飯塚市中央公民館	
住所	福岡県飯塚市飯塚 14-67
概要	イイヅカコミュニティセンター(飯塚市立図書館・飯塚市男女共同参画推進センターサ ンクス・飯塚市中央公民館の複合施設)内に設置。
施設構成	学習室、展示ホール、工芸工作室、特別室、和室、セミナー室、調理実習室、音楽室等

飯塚市歴史資料館	
住所	福岡県飯塚市柏の森 959-1
概要	郷土の歴史、文化財に対する市民の理解と認識を深め、市民の文化活動、生涯学習 に寄与するために、1981(昭和56)年11月に開館した施設。
施設構成	常設展示室、企画展示室、収蔵展示室、立岩遺跡立体模型室等

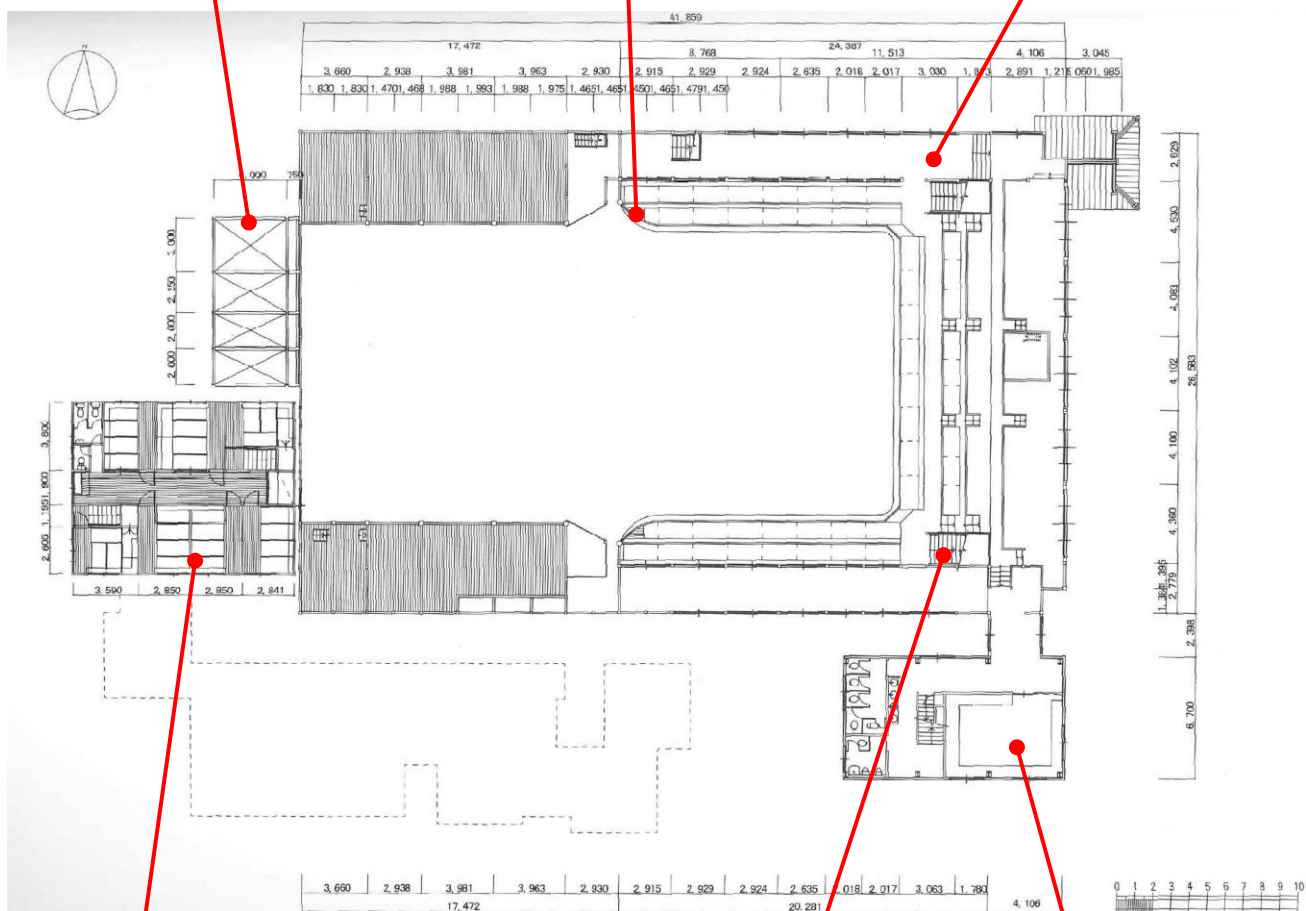
3. 現況および改善が必要な箇所の確認

2023(令和 5)年度～2024(令和 6)年度に実施した建物調査や各種資料の調査、関係者へのヒアリング等を踏まえ、施設や機能面での主要な課題を整理しました。

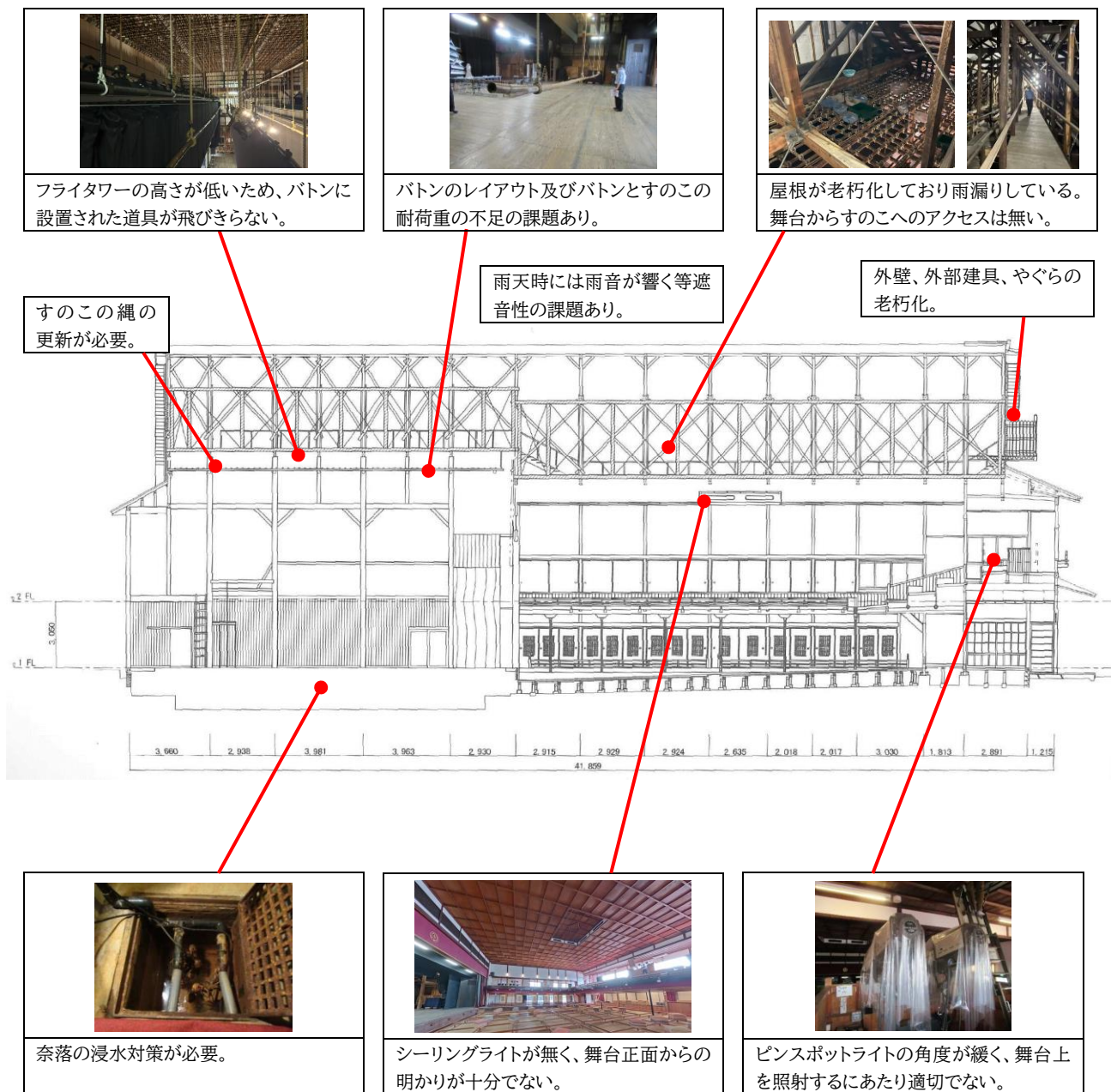
【1 階平面図】



【2 階平面図】



【断面図】



※図面は「飯塚市登録文化財 嘉穂劇場復旧工事報告書」(平成 17 年 3 月発行)より抜粋した竣工図

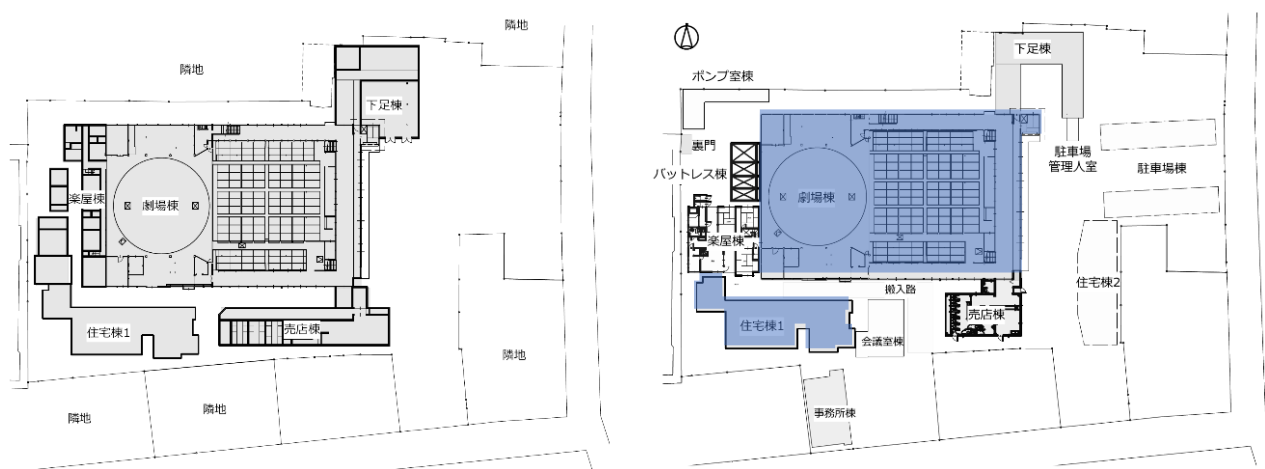
4. 再整備に係る法的課題の整理

(1)これまでの増改築について

1－(3)で整理したとおり、嘉穂劇場の敷地には建築基準法の施行以後に、劇場棟以外の多くの棟が増築されてきた経緯があります。本来であれば増築の度に、劇場棟部分については増築時点での建築基準法が遡及され、また増築部分を含めた公的手続きの書類を提出する必要があります。

改修計画の検討にあたって、劇場棟とその他敷地内の建築物について建築基準法上の適法性を調査しました。調査にあたっては、目視や実測等による現地調査のほか、建築に係る公的手続きの実施状況の確認、また福岡県飯塚県土整備事務所、福岡県建築指導課へのヒアリング等を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

【各棟における建築基準法上の適法性】



棟	設置年	完了 検査	適法 状況	備考
劇場棟	昭和 6	—	△	建設当初は適法であったが、「事務室棟」の編入時、「その他各棟」の増築時には、劇場棟・住宅棟 1 についても増築当時の法令への遡及が必要となるため、それぞれ除却を行わないと違反状態の可能性があり、その他各棟の除却後は既存不適格(適法)となる。
住宅棟 1 (母屋)	昭和 11	—	△	
※昭和 25 年 建築基準法 施行				
事務所棟	昭和 28	○	×	建設当初は適法であったが、嘉穂劇場の敷地に編入された時点で、劇場棟・住宅棟 1 に既存遡及が掛かるため、違反のおそれがある。
※昭和 38 年 嘉穂劇場敷地が準防火地域に指定される				
その他各棟	昭和 45 以降	×	×	完了検査等が実施されておらず、適法性を証明することが極めて難しい。

これらの確認をふまえ、建築基準法制定以前の建築である住宅棟1と劇場棟以外は、違反建築※1であるおそれが高いため、劇場棟を保存する前提で考えるとこれらの各棟は除却することが望ましいと考えられます。各棟の対応方針については、次頁の表のとおりです。

※1 違反建築：法令に違反した建築物であり、是正・除却が必要なもの

【各棟の対応方針】

棟	設置年	完了 検査	適法 状況	対応	対応の理由
劇場棟	昭和 6	—	△	残置 (改修)	
住宅棟 1 (母屋)	昭和 11	—	△	残置 ／ 除却	劇場棟の機能を優先する場合、除却が望ましいが、住宅棟 1 の歴史的価値を評価する観点から、方針については今後継続検討。
※昭和 25 年 建築基準法 施行					
事務所棟	昭和 28	○	×	除却	嘉穂劇場の敷地に編入された時点で増築とみなされ、劇場棟に既存遡及が掛かるおそれがあるため。
※昭和 38 年 嘉穂劇場敷地が準防火地域に指定される					
その他各棟	昭和 45 以降	×	×	除却	適法性の証明が非常に難しく、継続利用が困難であるため。また、増改築することで劇場棟に増築当時の法が遡及するおそれがあるため。

(2)劇場棟単体での法適合状況について

劇場棟は、建築基準法が施行される前に竣工した建物であり、現行の建築基準法には適合していない点多くあります。具体的には以下のとおりです。

No.	法令	条	項	号	項目	部位	現状
1	法	27	1	2	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	(全般)	・準耐火建築物でない ・開口部に防火設備が設置されていない
2	法	61			防火地域及び準防火地域内の建築物		・準耐火建築物でない ・開口部に防火設備が設置されていない
3	条例	22			劇場等の敷地等と道路との関係		・幅 8.0m 以上の道路に接道していない
4	法	25			大規模の木造建築物等の外壁等	屋根	・延焼ライン内の軒裏の防火性能不足 ・屋根の防火性能不足
6	法	25			大規模の木造建築物等の外壁等	外壁	・延焼ライン内の外壁の防火性能不足
7	法	26			防火壁等	壁	・面積区画の形成がされていない
8	令	23			階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法	階段	・階段の構造が不適合 (劇場の客用階段:W-1400, R $\leq$ 180, T $\geq$ 260, 踊場 $\leq$ 3m 以内(踏幅:1.2m 以上))
9	条例	9			劇場等の避難階段等		・客席に直接侵入する階段が特別避難階段となっていない
10	令	119			廊下の幅	廊下	・一部廊下幅が不足する箇所があると考えられる(両側居室 1.6m, 片側居室 1.2m 以上)
11	条例	10	1		劇場等の廊下		・一部廊下幅が不足する箇所があると考えられる
12	法	35-2			特殊建築物等の内装	内装	・壁や天井の仕上げの防火性能が不足、少なくとも天井仕上げ材の難燃化が必要
13	令	128-5			特殊建築物等の内装		・壁や天井は木材等の可燃材料で仕上げられている
14	令	39	3		特定天井	特定天井	・客席天井部分が特定天井に該当するが、落下防止措置が取られていない
15	条例	13			劇場等の舞台部の隔壁の構造	隔壁	・小屋裏の舞台と客席との間に隔壁がない
16	法	28	3		居室の採光及び換気	換気設備	・客席等に換気設備が設置されていない
17	令	129-2-5	1		換気設備		・換気設備が設けられていない
18	令	126-2			排煙設備の設置	排煙設備	・排煙設備が設置されていない

※法：建築基準法、令：建築基準法施行令、条例：福岡県建築基準法施行条例

※法 20-1-2、令 36-2-1 など構造関係の条文は、耐震補強計画において対策がなされるものとして本書には示していない

また、嘉穂劇場は 2003(平成 15)年に被災した水害の復旧工事の際、重要文化財八千代座で実施された方に倣い、工程等の制約がある中で可能な限りの構造補強工事が行われていました。今回、嘉穂劇場が公共施設となったことから、改めて 2022(令和 4)年 9 月から 2024(令和 6)年 2 月にかけて劇場棟の耐震診断を行いました。その結果、現在の耐震基準を満たしていないことが判明したため、再開に向けては耐震補強工事が必要な状況となっています。

以上のように、現行法令には適合しない部分があるものの、建築基準法第 3 条第 2 項に規定されるとおり、建築基準法の施行以前に建てられた建築物は建築基準法の適用を受けないため、劇場棟単体で見れば、既存不適格※2 の状態であり適法であると言えます。

※2 既存不適格：建築時は適法な状態であったものの、現行法の基準に適合していない建築物

(3)施設活用にあたっての法的な課題の整理

(1)(2)での確認をふまえ、嘉穂劇場を今後活用するにあたっての主な課題は以下のとおりです。

- ① 除却が必要な各棟に、客用便所や楽屋など、劇場としての運用を行うのに不可欠な機能が含まれている。
- ② 敷地内に増築を行う場合には、劇場棟に対しても現行の建築基準法への適合が求められることになるが、劇場棟へ現行法が遡及すると文化財保存の見地からは外れた改修が必要となる。(例：避難施設である階段の改修など)

(4)今後の対応方針

(3)で整理した課題への対応としては、嘉穂劇場の文化財的価値を維持し、芝居小屋としての機能を今後も維持したままで、建築基準法の規定にも適合させて必要機能を補完する施設を増築を行うことが求められます。そこで考えられる手法を下記のとおり整理し、それぞれの実現性を検討しました。結果として、ルート A-2 の手法の実現性が最も高く望ましいと判断されます。

A 建築基準法の適用除外を得る		
A-1 市指定有形文化財として位置づける		
・「市指定文化財」として嘉穂劇場を位置づけ、建築基準法第3条1項3号を適用することで適用除外を目指す		○建築基準法に適合した状態にして必要機能の増築が行えるため、劇場としての運営を継続可能 ×市指定文化財とする場合、国登録有形文化財の位置づけを維持できない
A-2 新たな条例(条文)を整備する		
・条例を整備し、嘉穂劇場を保存建築物として位置付けることで、建築基準法第3条1項3号を適用することで適用除外を目指す		○ルート A-1 同様、劇場としての運営を継続可能 ○国登録有形文化財の位置づけは維持できる。
B 建築基準法に準じた増築を行う		
B-1 令和4年度建築基準法改正を活用する		
・増改築に関する法改正を活用し、現行法に則した内容での増築を行うことで劇場機能を維持する		×改正後の法令においても、防火関係や避難規定等に対して緩和が得られない箇所が依然残るため、増築を行った場合には劇場棟への既存遡及を免れることができない(=ルート B-1 での適法化は困難)
B-2 敷地を分筆する		
・劇場棟部分の敷地を分筆することでその部分を適法化し、周辺の敷地に不足する劇場機能を「新築」で設置する		○建築基準法上問題はない ×あくまでも建築基準法上では、劇場棟と新築される棟との用途が可分(別の機能)である必要があるため、今後の活用検討に与える課題が大きい
C 観光施設として活用する		
C-1 劇場ではなく、観光施設としての活用を行う		
・劇場棟以外の部分について除却を行い、増築は行わないことで適法化する		○建築基準法上は問題ない ×劇場としての機能を有する棟の増築を行わないため、以前のような運用が維持できない

最適と判断したルート A-2 での対応について、以下のとおり詳細な手順を示します。

① 建築基準法の適用除外を受ける(法第 3 条関係)

建築基準法の適用除外が認められるものは、第 3 条第 1 項第 1 号～第 4 号のいずれかに該当する建築物に限ります。今回、嘉穂劇場に対し可能性が考えられる条項は以下のとおりです。

●建築基準法第 3 条第 1 項(一部抜粋)

第 3 号:文化財保護法第 182 条第 2 項の条例その他条例の定めるところにより、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(保存建築物)であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

第 3 号中「文化財保護法 182 条第 2 項の条例」の定めるところとは、現在の「登録有形文化財」という位置づけでは建築基準法適用除外の条件を満たさないため、地方公共団体の「指定文化財」に指定するというもの(ルート A-1)です。ただし、指定文化財とする場合は文化財の保護の視点を強く持つということであることから、登録有形文化財としての登録は抹消されます。

一方で、第 3 号中「その他条例の定めるところ」とは、新たな条例(条文)の適用により国登録有形文化財のまま保存すべき建築物として指定(登録)するというもの(ルート A-2)です。

いずれも、保存建築物として指定(登録)したのち、建築審査会の同意を得て建築基準法の適用除外を受けることになります。

嘉穂劇場は、2006(平成 18)年に国登録有形文化財に登録されて以降、多くの演者や観光客等が来館され、また多くの支援を受けた劇場であり、国登録文化財「嘉穂劇場」という文化財的評価は全国的に定着していると考えています。嘉穂劇場については市指定として保護を強めることより、国登録をこのまま維持し、文化財としての価値の保存とともに、活用をとおして新たな価値を創出していくことが望ましいと判断しました。

これらのことから、嘉穂劇場の文化財的価値を守りつつ改修するために、新たな条例(条文)の整備を行うこととします。

② 来場者・利用者の安全性を可能な限り確保する

現状の嘉穂劇場は、現行の建築基準法に適合しない、既存不適格の状態です。今後は、公共施設として、また多くの来場者が見込まれる芝居小屋として、来場者の安全性を確保します。また、①のように建築基準法の適用除外を受ける場合には、現行法に適合しない部分に関する安全性確保のための代替策を検討し、建築審査会での同意を得られるよう、協議を進めていきます。

増築棟部分については、現行法に則した十分な耐火性能を有する建物とするとともに、劇場棟からの避難を妨げない計画を検討します。また、登録有形文化財としての与件であった、劇場棟東側の外観を十分見渡せることができる配置計画もあわせて検討します。

以上の法的課題等をふまえ、今後の方策を以下のとおり整理します。

方策 1	建築基準法に適合しないおそれのある各棟、また劇場としての利用に支障が生じる配置である各棟については除却する。
方策 2	新たな条例(条文)の整備を行い、嘉穂劇場を「現状変更の規制及び保存のための措置を講じた」保存建築物として指定(登録)する。
方策 3	増築棟は、耐火上・避難上十分な性能を有するように計画し、劇場棟の機能を補完する。
方策 4	劇場棟について、現行法に適合しない箇所は、ハード面・ソフト面それぞれでの代替策を講じることによって安全性を高め、建築審査会での同意を得る。

第2章 施設改修・管理運営計画策定にあたって

1. 嘉穂劇場が目指す姿(基本理念)

**古き芝居小屋が放つ空気感に 新しい出会いが重なり
嘉穂劇場は色あせることのない賑わいの劇場に**

1931(昭和 6)年から途切れることなく幕を上げてきた嘉穂劇場は、飯塚の歴史や人々の暮らし、そして文化を今日まで伝える唯一無二の芝居小屋です。舞台芸術に留まらず、生活や娯楽の歴史を見つめてきた嘉穂劇場は、これから新しい時代のあらゆる芸術・娯楽・集いを受け入れ、古きものと新しきものの融合で、未来へ息づく価値を生み出し、賑わい続く劇場となることを目指します。

2. 嘉穂劇場に求める機能

嘉穂劇場が果たす役割は「劇場機能」と「観光施設機能」の大きく 2 つに分類されます。それに加え、2023(令和 5)年 2 月に提出された答申書にあるように、「文化財機能」、「にぎわい創出機能」の役割も求められており、それぞれの機能が目指す方針を以下のとおり整理しました。

(1) 劇場機能

① すべての世代に娯楽を提供する

地域住民に長年娯楽を提供してきた嘉穂劇場のレガシーを継承し、これまでに上演されてきた演目はもちろん、現代的な演目の上演にも対応できる劇場施設を目指します。

② 現代的な利便性に配慮する

演者、施設利用者、観客それぞれから「選ばれる劇場」となるよう、それぞれの立場に応じた劇場空間の利便性や快適性、安全性に配慮したうえで、古き良き嘉穂劇場の雰囲気や嘉穂劇場でしか得られない演出、鑑賞体験を大切に、次世代に受け継ぎます。

(2) 観光施設機能

① 観光客が歴史や文化に触れられる文化観光の機会を提供する

90 年以上、飯塚の地で筑豊の歴史や日本の芸能史を見守り、伝えてきた嘉穂劇場をまるごと体感できる、飯塚市の新たな文化観光の拠点としての機能を強化します。

② 昭和初期から現代まで続く貴重な芝居小屋の歴史を伝える

昔ながらの芝居小屋である嘉穂劇場の姿をありのままに伝えるのみならず、収蔵品等を含め、見て楽しみ、その歴史に触れ、理解を深める機能を強化します。

(3)文化財機能

① 文化財を適切に保存する

並行して策定を進めている保存活用計画に従い、文化財である建造物そのものを最適な状態で保存し、価値を守り、伝えます。また、収蔵品についても嘉穂劇場の歴史を伝える貴重な資料として保管すると同時に、適切な分類・整理を行います。

② 地域の貴重な文化財を積極的に公開する

建造物や収蔵品を積極的に公開し、地域の文化への理解を深める機会を提供します。また、収蔵品の研究目的の公開や利用にも積極的に協力し、嘉穂劇場の歴史的な価値の再発見に寄与します。

(4)にぎわい創出機能

① 市民の憩いの場を創出する

市民の日常的な活動の場として活用されているイイヅカコスモスコモンやイイヅカコミュニティセンター等との連携を図りながら、公共施設として開かれた劇場づくりを目指します。

② 周辺地域のにぎわいをもたらすための起点となる

まちのにぎわいが面的に広がるよう、嘉穂劇場が主体・起点となり周辺エリアや商店街とのつながりを構築していきます。

第3章 施設改修計画

1. 施設改修のコンセプト

施設改修のコンセプトは以下のとおりです。

～文化財としての価値を守りながら機能性をアップデートした持続可能な劇場～

文化財としての価値を損なうことなく、「劇場」「多目的公共施設」「観光資源」「文化財」の4つの性格を持った施設とするために、保存だけでなく利便性の向上を目指し、現在の技術水準に合う設備の導入等により、これまでよりも多様な公演と高度な演出が可能となるような改修に努めます。

2. 施設改修の基本的な考え方

施設改修の基本的な考え方を以下のとおり整理します。

(1) 文化財としての価値の保存

- ・嘉穂劇場が有する文化財としての価値の保全に努めます。

(2) 公共施設としての安全性と利便性の向上

- ・耐震性や防火性能、避難経路を整備し、施設を安全に利用できるように性能を確保します。
- ・建物のバリアフリー化のため、エレベーター等の設置を検討します。
- ・興行場としての運営を目指して、トイレ数の確保や換気性能の向上に努めます。

(3) 劣化・老朽化への対応と標準性能の確保

- ・劇場の長寿命化のため、既存の建築や設備の劣化・老朽化箇所について必要な改修を行います。
- ・奈落の浸水対策や広場の雨水排水計画の検討等、雨水排水機能の改善に努めます。
- ・屋根や壁の防水機能を改善します。
- ・空調換気設備及び断熱性能の改善により、特に冬季・夏季の室内環境の改善を目指します。
- ・一般設備(空調、給排水、衛生、電気)だけでなく、舞台機構、舞台照明設備、舞台音響設備についても、老朽化した各設備機器の更新に努めます。
- ・周辺地域に対する遮音及び外部騒音の遮音、防音性能の向上を図ります。
- ・ランニングコストを考慮し、省エネルギーに配慮します。

(4) 多様な利用を可能にするための機能向上

- ・現代の劇場に適した性能確保および演出の幅を広げるため、舞台機構や舞台照明設備、舞台音響設備の拡充を図ります。
- ・障がい者や高齢者、子育て世帯、外国人等、全ての来館者が利用しやすい施設とするための配慮を行います。
- ・客席の多様な利用のため、椅子やベンチ等の導入を検討します。

- ・楽屋の充実を図る一方、公演等で使用しないときには楽屋を会議室として利用するなど、楽屋の多目的利用を可能とすることを検討します。
- ・動線や通路幅に留意し、利用者の安全性・利便性向上に努めます。

(5) 附属棟及び屋外の整備による魅力向上

- ・公演利用時以外も来館者が訪れ、利用することができるよう附属棟の機能を検討します。
- ・各種設備の整備に際しては、屋外のイベント利用に配慮します。
- ・諸整備にあたっては、国登録有形文化財として示される東面の眺望確保に留意します。

【R5 答申書「活用の方策 4 つの性格」と改修の方向性】

「活用の方策 4 つの性格」	改修の方向性
今後とも劇場としての性格を持ち続けていくこと	演者・利用者・観客の安全性・利便性の確保
劇場として使用しない時には多目的公共施設としての性格を持つこと	バリアフリーへの対応 展示機能・ユニークベニユー※1 対応等、多目的利用を可能
観光資源として機能する施設としての性格を持つこと	大型バスでの来場への対応 周辺との連携を見据えた賑わい空間づくり
文化財としての価値、性格を持ち続けていくこと	価値の保存・保全／可逆的補修の採用

※1 ユニークベニユー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと

3. 各棟の主な改修事項(実現すべき空間・機能)

(1)劇場棟

① 建築

- ・耐震・避難・防火・バリアフリー化等、現行法規(建築基準法等)に留意した建築とします。
- ・1階席、2階席に車いすスペースを設置することを検討します。
- ・客席後方に高さの異なるベンチや椅子を設置し、舞台へのサイトライン^{※1}と快適性の向上を検討します。
- ・椅子席利用や平土間化等、柵席以外での利用を検討します。全面フラット化は、仕切りの取り外しでの対応とすることを検討します。
- ・劇場の収容人数については、立見席も含めて1,000人程度の収容を可能とすることを検討します。
- ・音響照明の調整卓は利用状況によって高場および旧臨監席に仮設できる仕様とすることを検討します。
- ・屋根や外壁の防火、防水、断熱性能、遮音性能、奈落の浸水の改善を目指します。
- ・並行して策定を進めている保存活用計画に定められている文化財保護の考え方に沿って、改修方法を検討します。

② 一般設備(空調・給排水・衛生・電気)

ア) 空調

- ・夏季・冬季の室内環境に課題があるため、適切な空調能力を検討します。
- ・収容人数に適した換気性能を確保するため、換気設備の設置を検討します。
- ・空調設備の設置位置や空調方式を検討する際には、意匠にも配慮します。

イ) 給排水・衛生・消防設備

- ・トイレは附属棟に設置します。
- ・消火栓は現状で問題ありませんが、附属棟と併せて再整備を検討します。

ウ) 電気

- ・受変電設備、動力設備等、強電関係の更新・整備に取り組みます。
- ・客電や一般照明の設計照度の見直しによって、客席環境の改善と用途の拡大(会議利用等)を図ります。
- ・客電や一般照明のLED化による省エネを図ります。
- ・舞台設備の機能向上に伴う容量等の増加を検討します。

※1 サイトライン：劇場等の客席・観客席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して舞台や競技場を見ることのできる視野の限界線のこと

③ 舞台特殊設備

ア) 舞台機構設備

- ・既存の竹製のこは保存し、ロープ等の劣化改修を行います。
- ・既存の手動の吊り物機構は、デモンストレーションに対応できるよう、滑車やロープ等の劣化改修と舞台下手の綱元の意匠保存に努めます。
- ・通常利用する道具バトン及びライトバトンは電動昇降機能付きを導入するなど、安全性・利便性の向上に努めます。
- ・既存の床機構(セリ・スッポン・盆)は車輪等の劣化改修を行い、これまでと同等の利用を続けられるよう保存に努めます。
- ・吊り物等の荷重増加に対応するため、鉄骨の増設等により、本体に負荷のかからない構造を検討します。

イ) 舞台照明設備

【舞台エリア】

- ・これまでの嘉穂劇場で行われた催事の内容と省エネルギーを考慮し、LED 機材を基本に検討します。
- ・催事(特に和物)に応じてハロゲン機材への対応についても検討します。
- ・持ち込み機材の利用のため、持ち込み電源盤の設置を検討します。
- ・配線やフロアコンセント等のインフラは劣化更新します。一部調光設備と併せて機能向上を検討します。

【客席エリア】

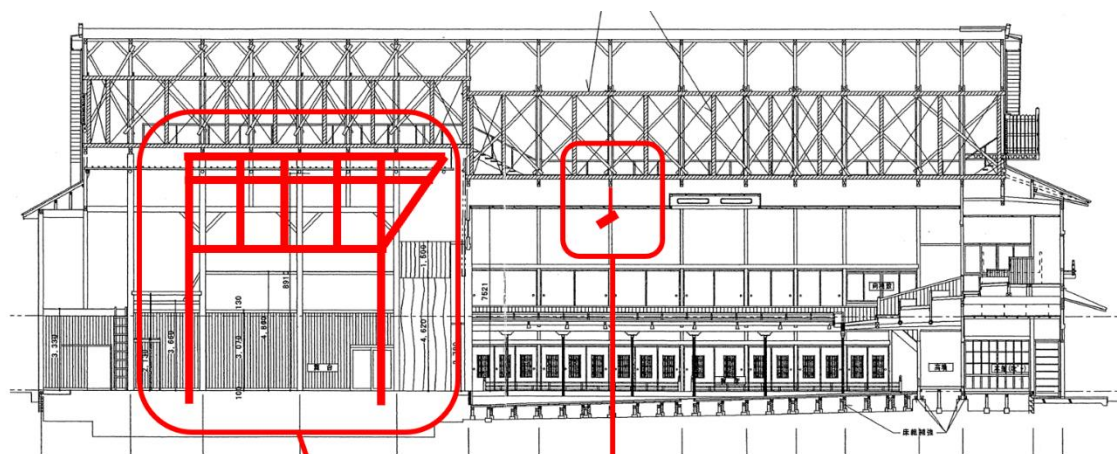
- ・ピンスポットライトは常設とせず、照射角度の最適化のため必要に応じてかさ上げの置台と併せて設置して利用する方法を検討します。
- ・シーリングライト、ピンスポットライト、フロントサイドライトは客席内の意匠保存に配慮しながら、天井から吊る形式での新設を検討します。

ウ) 舞台音響設備

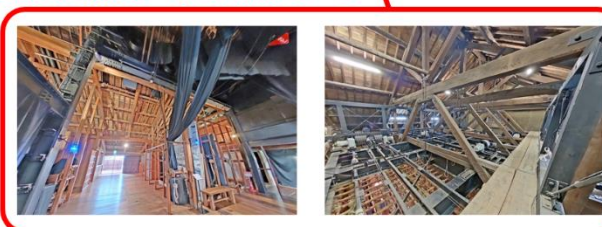
- ・客席全体に過不足なく音を届けられるようスピーカーの更新及び新設を検討します。設置にあたっては、意匠的配慮に留意します。
- ・持ち込み機材の利用を可能とするため、持ち込み電源盤の設置を検討します。
- ・調整卓を高場および旧臨監席に仮設できるよう配線を整備します。
- ・公演中等に舞台技術者等が連絡を取るための連絡設備の劣化更新及び新設を検討します。

【参考】舞台特殊設備改修イメージ

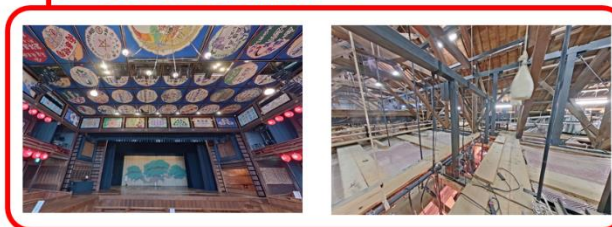
【全体断面図】



鉄骨等の増設とバトンの電動化イメージ

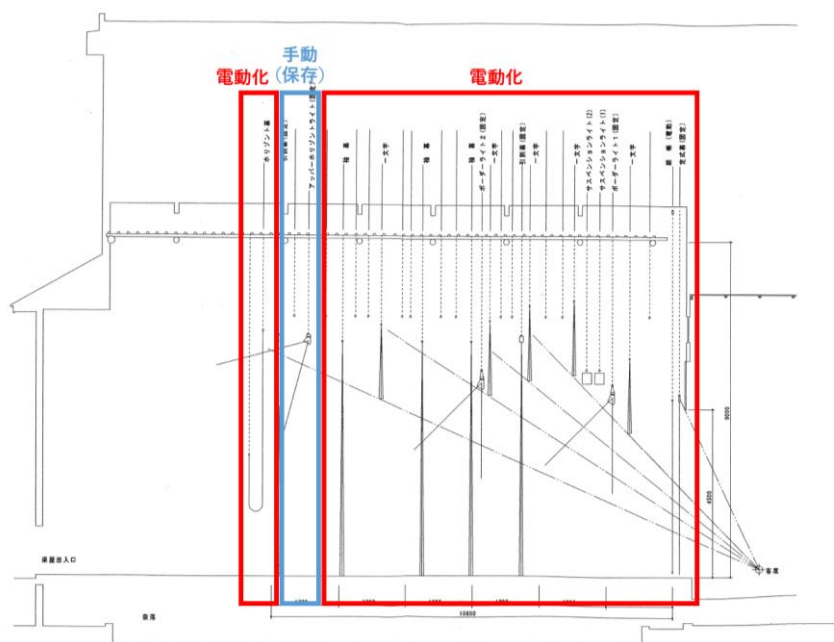


シーリングライト等の新設イメージ



※写真は八千代座のもの
※上図は H16 復旧工事竣工図

【舞台断面図】



※上図は H16 復旧工事竣工図

(2)附属棟

① 建築

- ・現行法規に適した施設計画とし、敷地の有効活用を図ります。
- ・劇場棟 2 階席へのアクセスのため、エレベーターの設置を検討します。
- ・搬出入に適したルートと通路幅を確保することで、搬入経路の改善を図ります。
- ・楽屋等諸室の多機能化を検討します。
- ・倉庫・ピアノ庫を確保し、温湿度管理システムの導入を検討します。
- ・収蔵品の収蔵庫や展示室の設置を検討します。また、展示室は劇場棟の利用(上演・見学)有無に関わらず見学できる配置とすることを検討します。

② 一般設備(空調・給排水・衛生・電気)

- ・客用トイレは、必要な個数を適切な位置に配置することを検討します。
- ・多機能トイレを適切に配置します。
- ・Wi-Fi や PC 電源等利用者へのサービス向上を検討します。

③ 舞台特殊設備

- ・公演中等に劇場内の様子を確認するための連絡設備の設置を検討します。

(3)外部空間

① 建築

- ・敷地東側の活用検討にあたっては、劇場棟東面の眺望を阻害しないよう留意します。
- ・屋外の活用のため、仮設テントやキッチンカーの設置が可能な仕様とすることを検討します。
- ・大型バスやタクシーの車寄せの整備を検討します。
- ・駐車場については、障がい者や関係者用の最低限の台数を確保し、客用としては近隣の駐車場の利用を検討します。

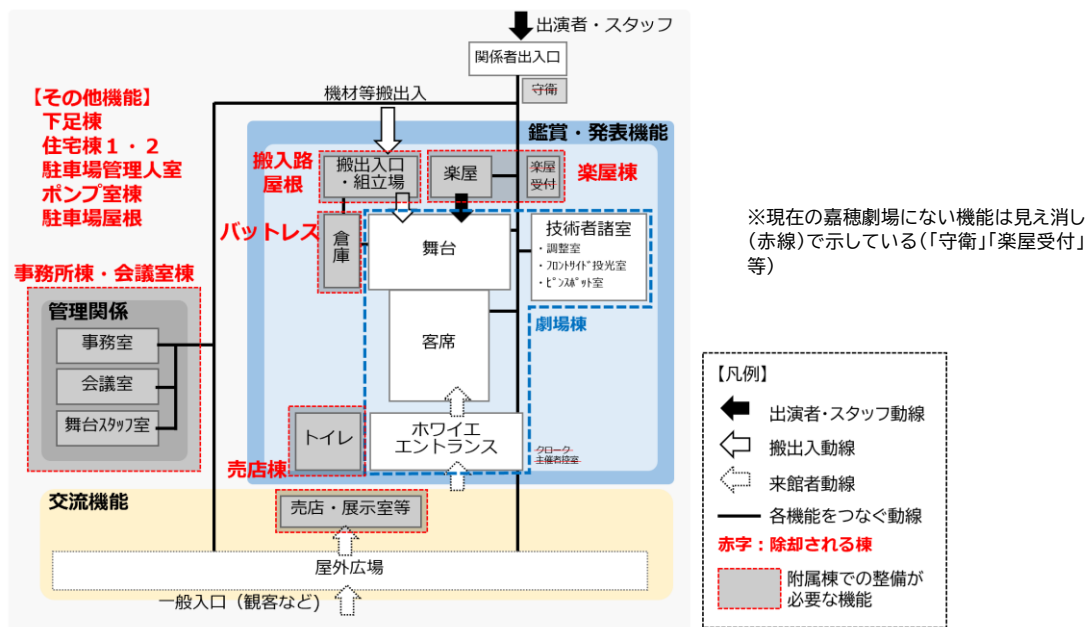
② 一般設備(給排水・電気等)・特殊設備

- ・屋外イベントを実施できるよう、持ち込み電源盤や給排水の設置等を検討します。

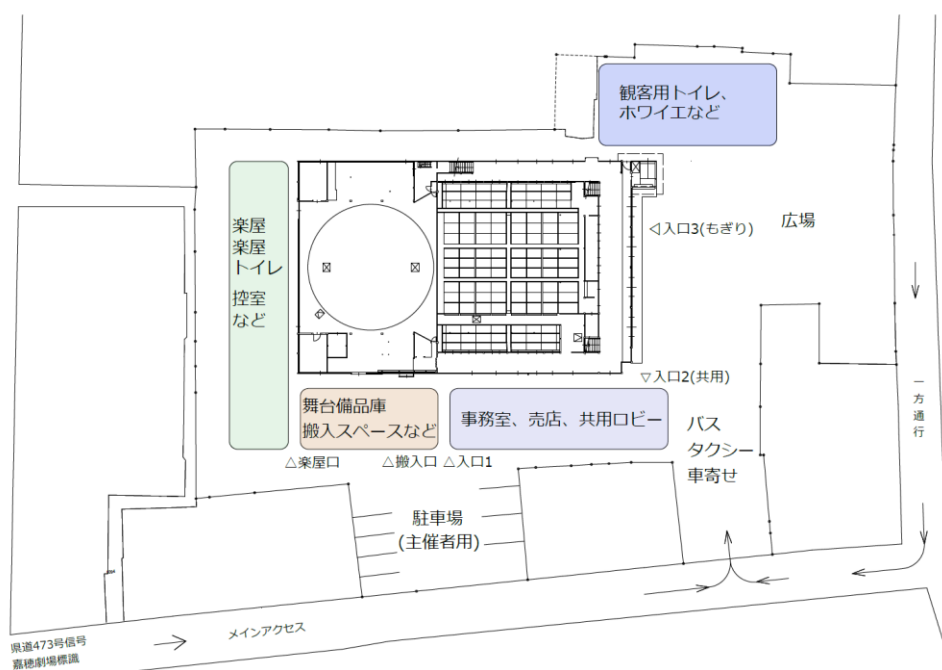
4. 劇場機能図とゾーニングイメージ

改修においては、各機能の連携利用に留意し、観客動線と裏動線をできるだけ分離し、使いやすさを考慮した施設配置と動線とします。特に、改修前に劇場棟以外の棟で持たれていた機能については、附属棟での整備が必要となることから、施設配置を十分に検討します。

【劇場機能図】



【配置及び1階のゾーニングイメージ】



第4章 管理運営計画

1. 管理運営の基本的な考え方

管理運営における基本的な考え方は以下のとおりです。第2章で示した基本理念を体現するため、4つの基本方針を軸に運営を行います。

基本方針①

多様な世代をターゲットとしたコンテンツを誘致・発信する

娯楽の殿堂としての鑑賞機能を継承すると同時に、これまで以上に幅広い市民が訪れたいくなるような多様なコンテンツを発信する

鑑賞

集客

多世代

エンタメ

基本方針②

未来の観客や文化施設人材を育む体験の場を構築する

プロのアーティストや実演団体だけでなく、公立文化施設として市内外の子どもたちや若い世代が文化芸術を身近に感じられる機会を創出する

普及

体験

参加

こども

基本方針③

文化的・歴史的価値を活かし、唯一無二の観光資源とする

飯塚市の貴重な文化財、観光資源として適切に保存・公開しながら、ユニークベンチャーとして活用の幅を広げる

文化財

観光

ユニークベンチャー

基本方針④

地域や市民と連携しながらエリアの活性化を推進する

まちのにぎわいが点から面的な広がりになるよう、市民や商店街、周辺の飲食店、教育機関、市内他施設などと連携した事業展開を目指す

地域連携

市民参画

2. 事業計画

(1) 基本的な考え方

上記管理運営の基本的な考え方に沿って、劇場での公演と観光施設としての施設公開（見学者の受け入れ）を主軸とした事業展開を行います。そのほか、ユニークベンチャーとして会議、レセプション、式典、ファッションショーなど多様なイベントへの貸出も行い、嘉穂劇場の魅力を最大限に活かせる取り組みを目指します。

さらに、イイヅカコスモスコモンと連携を図りながら、市民や文化団体が嘉穂劇場の空間を身近に体感できる機会の提供を検討します。

そして、嘉穂劇場の歴史を適切に継承・発信するため、これまでの資料等を整理し、広く展示・活用を行います。

(2)事業分類

① 事業の定義

本計画における事業の定義は以下のとおりです。自主事業として多様な取り組みを行うことに加え、施設を提供する貸館事業も重要な事業と位置付けます。

分類	内容
自主事業	- 施設の運営主体が単独もしくは他団体(民間企業・実演団体等)と共同で企画する事業。 - 嘉穂劇場においては、公演やイベントの企画制作、文化財等の調査研究、観光向けの事業などを自主事業として位置付ける。
貸館事業	- 市民や文化団体、プロモーター等に施設を貸し出す事業。 - 催事が無い日は、楽屋を会議や練習利用として貸し出すなど多目的な使い方をを行う。 - 市民が借り手として利用する際は、施設のスタッフが制作や技術等のアドバイスをを行い、唯一無二の嘉穂劇場の面白さを体感できるよう支援する。

② 事業分類

基本理念および4つの基本方針を実現するために、自主事業と貸館事業の両輪で各種事業を実施します。様々なステークホルダーとの連携を通じて、稼働率の向上および地域のにぎわい創出を目指します。

4つの基本方針	事業分類
① 多様な世代をターゲットとしたコンテンツを誘致・発信する	鑑賞事業 プロモーターへの貸出や主催・共催等の手法で、市民が様々なジャンルの公演を鑑賞できる機会を創出する。
② 未来の観客や文化施設人材を育む体験の場を構築する	創造・体験事業 - 市民や文化団体等に施設を貸出し、利用をサポートすることで他の文化施設では経験できない貴重な活動機会を提供する。 - 子ども・学生をはじめ、あらゆる市民が気軽に楽しめる参加型イベントやワークショップ等を開催し、文化芸術の普及につなげる。
③ 文化的・歴史的価値を活かし、唯一無二の観光資源とする	保存・公開事業 - 嘉穂劇場を建物のみならず、備品や資料を含め、生きた文化財として継続的に保存・公開(展示やツアーガイドなど)する。 - 嘉穂劇場の貴重な資料について、芸能史の専門的な視点で分類・分析し、次世代へ継承する。
④ 地域や市民と連携しながらエリアの活性化を推進する	観光・魅力発信事業 - 市の観光関連所管課や団体、旅行代理店等と連携しながら観光客を誘致し、ユニークバニユーとしての嘉穂劇場の魅力発信を行う。 - 商店街や周辺施設、まちづくり団体等と連携し、エリア全体を活用したイベントやPR活動を行う。

③ 想定される事業イメージ

現時点で考えられる事業イメージは以下のとおりです。

鑑賞事業 ○<u>フランチャイズ公演</u> 特定の上演団体等とフランチャイズ契約を結び、定期的な大型公演、シリーズ公演を実施。 例)坂東玉三郎八千代座公演 ○<u>ロック&ポップス公演</u> 若い世代に嘉穂劇場に魅力や「劇場文化」そのものを普及するために、トレンドを意識したアーティストによる公演を積極的に誘致。 ○<u>全国の座長による公演会</u> 大衆演劇の殿堂として親しまれてきた嘉穂劇場の歴史を後世へ受け継ぐため、全国の座長が一堂に会しての大公演会を実施。 ○<u>ワンコインシネマ</u> ふらっと劇場に来ていただく仕掛けのひとつとしてワンコインの映画鑑賞会を実施。
創造・体験事業 ○<u>アマチュア団体等による公演</u> 県内で活動する文化団体や大学サークル等の発表の機会を創出。落語競演会、バンド公演、演劇公演などを実施。 ○<u>子ども向け参加型イベント</u> 子ども百人一首大会や怖いお話会、舞台職業体験、夏休みお泊りイベントなど、子どもたちが嘉穂劇場を身近に感じると同時に、イイヅカコスモスコモンでは経験できないユニークな体験の場を創出。 ○<u>市民参加型フェスティバル</u> 市民からプロまで、あらゆるジャンルの人々が劇場内や広場で自由に楽しめるフェスティバルを実施。
保存・公開事業 ○<u>館内展示</u> 嘉穂劇場の貴重な資料を館内展示で公開。常設展示で嘉穂劇場の歴史を知ることができる基礎的な資料を公開しながら、テーマに即した企画展示を行い、嘉穂劇場を様々な側面から知る機会を提供。 ○<u>見学ツアー</u> 収蔵資料等を基にしながら、また、関係者へのヒアリング等を通して嘉穂劇場の歴史に関する情報を収集・整理し、見学ツアーコンテンツを開発。定期的に見学ツアーを実施すると同時にツアーガイドボランティアを育成。
観光・魅力発信事業 ○<u>芝居小屋体験プログラム</u> 教育機関や旅行代理店と提携し、市内外の子どもたちや観光客が芝居小屋の歴史や裏方の仕事を体験できるプログラムを提供。 ○<u>ファッションショー&コスプレイベント</u> アニメや漫画とコラボしたコスプレイベントや、ファッションショーを誘致し、ユニークベニューとして嘉穂劇場の魅力を国内外へ発信。 ○<u>イイヅカ魅力発信事業(仮)</u> 飯塚花火大会など既存のイベント連携や、周辺飲食店と商品券や入場券の提携、商店街や周辺施設まで飛び出したアウトリーチ事業を展開し、嘉穂劇場を起点に飯塚のまち全体がにぎわう各種事業を実施。

3. 組織計画

(1) 基本的な考え方

嘉穂劇場は劇場であるだけでなく、芝居小屋としての歴史的価値、文化財的価値を有する唯一無二の施設です。32 ページの 4 つの基本方針を実現するために、企画制作担当、舞台技術担当、広報・マーケティング担当、キュレーター(学芸員)など、様々な専門性を有する組織による管理運営体制を検討します。

また、地域に開かれ、市民に愛されつづける劇場として、市民協働(ボランティア・サポーター等)を検討します。(詳細 36 ページ)

(2) 運営主体の方針

① 必要な職能

再開後の嘉穂劇場を適切に運営するために求められる職能は以下のとおりです。必要な人員数は事業規模と事業本数、施設公開の条件等によって変動するため今後検討を進めます。

職能	内容
館長	・嘉穂劇場の施設利用・管理における全体統括
貸館対応・窓口担当	・貸館日程の管理や下見・打合せの対応、各種申請書や使用料の収受
貸館営業担当	・これまで嘉穂劇場を利用していたプロモーター等へはもちろんのこと、ユニークベニューとして有効活用するために多方面へ施設の営業を実施
企画制作担当	・創造・体験事業の主担当として、地域に開かれた各種イベントの企画制作
保存・公開担当 (キュレーター)	・観光客・見学者への案内のほか、嘉穂劇場の歴史を継承・発信するために歴史的資料の収集や展示・活用、担い手育成等を実施
広報・マーケティング担当	・企画制作担当や保存・公開担当(キュレーター)、貸館営業担当等と連携しながら、施設周知・券売促進のための広報宣伝を実施 ・HP 管理、広報誌の発行、顧客管理、寄付者開拓、取材対応等
舞台技術担当	・舞台機構・照明・音響の各設備や大道具備品の日常管理、メンテナンス、利用者サポート ・特に綱元は昔ながらのものが現存しているため、その技術を保存・継承しながら、安全に運用 ・舞台技術者の担い手育成や市民参加型ワークショップ時の講師としての指導
維持管理担当	・建物や駐車場、電気・空調などの設備の管理・日常点検、警備、清掃等 ・特に建物全体の文化財としての価値を損なわないような維持管理を実施
総務担当	・各種報告書の作成や契約関係の管理、労務管理、庶務業務

② 運営主体パターン

想定される運営主体のパターンは以下のとおりです。

嘉穂劇場の運営主体については、指定管理者制度の導入(パターン③)を前提としますが、事業の企画制作や文化財の保存活用、観光振興などさまざまな専門性が求められることから、多様な組織との共同運営を可能とします。

一方、文化財の維持管理や地域連携が求められる事業は指定管理者より直営として行うほうが、行政の専門性を活かして長期的に取り組むことができる場合があります。そのため、一部の事業については指定管理業務から切り離して直営と指定管理のハイブリッド方式にするなど、多様な手法の可能性を検討します。

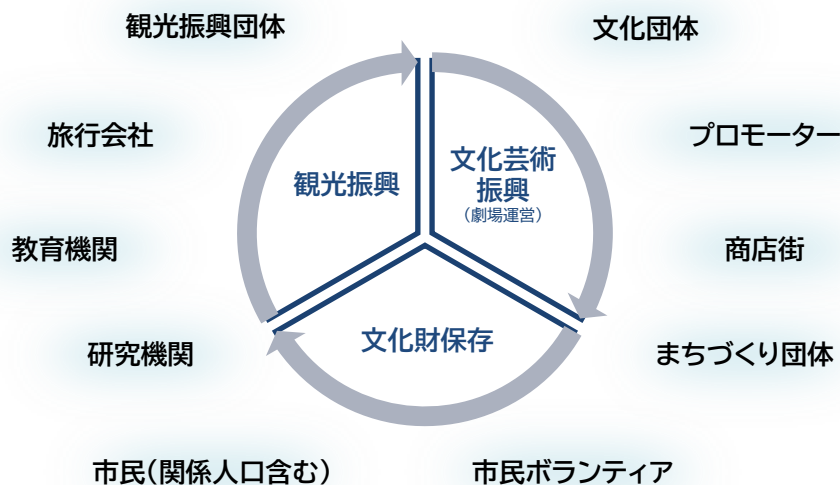
業務内容		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
維持管理		直営＋委託	直営＋委託	指定管理	指定管理
舞台技術		直営＋委託	直営＋委託	指定管理	指定管理
貸館事業		直営(市職員)	直営(市職員)	指定管理	指定管理
自主事業	企画制作	直営(市職員)	直営＋委託	指定管理	指定管理 一部直営／委託
	保存・公開	直営(市職員)	直営＋委託	指定管理	
	観光振興	直営(市職員)	直営＋委託	指定管理	
概要		施設の貸館及び自主事業、維持管理を一括して直営で行う舞台技術や点検等は業務委託が一般的	貸館の使用許可等、直営として最低限の業務を行う職員だけ置き、実質的にほとんどを民間に委託する	市の外郭団体、民間企業、NPO 等が単独、または共同企業体を構成して指定管理者となり、施設の貸館業務、自主事業、維持管理を行う	貸館、舞台技術、維持管理は指定管理者とし、自主事業の一部を直営または民間・財団等に委託する
主な特徴		○市の施策を事業に反映できる △職員に異動があり事業の専門性や持続性の確保に課題がある	○自主事業を委託にすることで市職員数を削減することができる ○事業に合わせて効果的な事業主体を選べる △市が適切に統括していく必要がある	○指定管理者のノウハウを一体的に発揮できる △事業者によって事業内容の得手不得手があり、全ての事業を高い水準で実施できるとは限らない △地域とのつながりの持続性確保に課題がある	○指定管理者のノウハウを発揮できる ○市の関与が重要でもある地域連携事業を指定管理から切り離すことができる △指定管理事業と委託事業の連携が図りづらい

(3)各主体との連携・協働体制および庁内の体制

① 連携・協働体制の考え方

嘉穂劇場の特異性を活かしながら先に記載した事業内容を実施するためには、プロの実演団体やプロモーターだけでなく、市民をはじめ地域のまちづくり団体や教育機関、旅行会社など、多様なステークホルダーと連携できる体制づくりを構築する必要があります。このため、休館中から広報活動やプレイベントを通して市内外の関係者とつながっていく方策を検討します。

また、庁内においては、市の重要な文化財かつ観光資源である嘉穂劇場を適切に運営、保存していくために、文化財所管課のみならず、建築・商工・観光・学校教育・社会教育など様々な部署との連携が必要とされます。



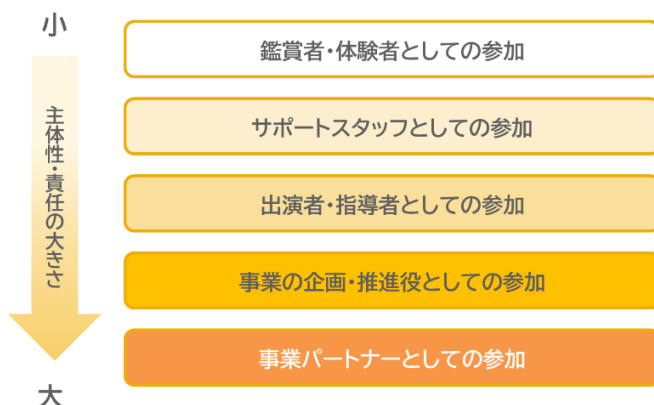
② 市民協働・市民参画の方針

嘉穂劇場が将来にわたって市民の財産となり、また地域の創造の拠点となっていくためには、施設運営に市民の参画が不可欠です。

運営への市民参画のあり方は、鑑賞者・体験者として参加するものから事業の企画・推進など多様な形態がありますが、嘉穂劇場のプロジェクトを自分事として捉え、継続的に、そして日常的に施設運営に関わり、劇場の応援者となっていただけよう、市民参画による劇場運営のあり方を検討します。

市民協働・市民参画の仕組みは単発のプログラムで形成されるものではなく、長期的な視点に立った継続的な取り組みが重要です。このため、開館までの準備期間から劇場のあり方を情報発信し、多くの市民と情報交換、意見交換を設けることで、市民の劇場への関心を高め、取り組みを進めていきます。

【市民参画の形態】



【市民ワークショップでの意見】

- ・市民を巻き込んだ企画の実施
- ・市民劇団など時代劇俳優の育成
- ・市民ボランティア、サポーター組織の設立
- ・広報活動サポート
- ・案内パンフレットの制作&案内係
- ・通訳ボランティア
- ・運営委員、実行委員を作る
- ・市民ボランティアの継続性、次につなげる仕組みが必要
- ・案内ボランティアの徹底した育成と研修

4. 施設管理計画

(1) 基本的な考え方

生きた芝居小屋、見学・観光施設、多目的公共施設など、さまざまな顔をもつ嘉穂劇場の特性を最大限に活かすための、柔軟なルールを検討します。また、利用者が使いやすい施設として、国内外から選ばれる劇場を目指します。

そして、公共施設として、プロモーターやプロ実演団体だけでなく市民が気軽に使えるルール設定を検討し、利便性の向上を図ります。

(2) 管理運営規則の考え方

① 休館日

【近隣・類似施設の事例比較】

分類	施設名	休館日
市内	イイヅカコスモスコモン	毎週月曜日／年末年始
	イイヅカコミュニティセンター(中央公民館)	第1・3日曜日／年末年始
	飯塚市歴史資料館	毎週水曜日／年末年始
	旧伊藤伝右衛門邸	毎週水曜日／年末年始
県内ホール	久留米シティプラザ	年末年始
	北九州芸術劇場	年末年始
	みやま市総合市民センター	毎月第1月曜日／第3月曜日／年末年始
	柳川市民文化会館	毎週月曜日／年末年始
芝居小屋	八千代座	毎月第2水曜日／年末年始
	内子座	年末年始

【休館日の考え方】

歴史資料館や旧伊藤伝右衛門邸などの観光施設は毎週水曜日、イイヅカコスモスコモンは月曜日に設定しています。観光客やホール利用者のニーズ、また周辺商店街の休業日等を勘案した設定を検討します。

② 開館時間

【近隣・類似施設の事例比較】

分類	施設名	開館時間
市内	イイヅカコスモスコモン	9:00～22:00
	イイヅカコミュニティセンター(中央公民館)	8:30～22:00
	飯塚市歴史資料館	9:30～17:00(入館 16:30 まで)

	旧伊藤伝右衛門邸	9:30～17:00(入館 16:30 まで)
県内ホール	久留米シティプラザ	8:30～22:00
	北九州芸術劇場	10:00～22:00
	みやま市総合市民センター	9:00～22:00
	柳川市民文化会館	9:00～22:00
芝居小屋	八千代座	使用 9:00～22:00 見学 9:00～18:00
	内子座	使用 9:00～22:00 見学 9:00～16:30

【開館時間の考え方】

劇場の使用時間はイヅカコスモスコモンと合わせ 9:00～22:00、見学時間は市内観光施設と合わせ最終入館を 16:30 までとするなど、市内の状況をふまえた設定とします。また、搬出入時の延長利用や市内で夜間イベント(花火大会など)がある際は劇場の一部を開放するなど、柔軟な利用ができるよう検討します。

③ 貸出区分

【近隣・類似施設の事例比較】

分類	施設名	貸出区分
市内	イヅカコスモスコモン	①午前、②午後、③夜間、④午前午後、⑤午後夜間、⑥全日の 6 区分
	イヅカコミュニティセンター(中央公民館)	1 時間単位
県内ホール	久留米シティプラザ	①午前、②午後、③夜間の 3 区分
	北九州芸術劇場	①午前、②午後、③夜間の 3 区分
	みやま市総合市民センター	①午前、②午後、③夜間、④午前午後、⑤午後夜間、⑥全日の 6 区分
	柳川市民文化会館	①午前、②午後、③夜間、④午前午後、⑤午後夜間、⑥全日の 6 区分
芝居小屋	八千代座	①午前、②午後、③夜間の 3 区分
	内子座	①午前、②午後、③夜間、④午前午後、⑤午後夜間、⑥全日の 6 区分

【貸出区分の考え方】

劇場の貸出区分については、イヅカコスモスコモンと合わせ 6 区分の方針としますが、楽屋の会議室貸出しなどは 1 時間区分とするなど、気軽に利用できる設定を検討します。

④ 利用申し込み期間

【近隣・類似施設の事例比較】

分類	施設名	利用申し込み期間
市内	イイヅカコスモスコモン	【大中ホール・展示ホール】 利用日の1年前～10日前まで 【その他諸室】 利用日の6か月前～前日まで 【広場】 利用日の6か月前～3日前まで
	イイヅカコミュニティセンター(中央公民館)	規定なし
県内ホール	久留米シティプラザ	【ホール・展示施設】 利用日の13か月前～10日前まで 【その他諸室】 利用日の6か月前～7日前まで
	北九州芸術劇場	1年前の月の初日～
	みやま市総合市民センター	【ホール】 市内 利用日の12か月前～ 市外 利用日の6か月前～ 【その他諸室】 市内 利用日の2か月前～ 市外 利用日の1か月前～
	柳川市民文化会館	【ホール】 <u>公演利用</u> 利用日の1年前～1か月前まで <u>飲食／物販</u> 利用日の6か月前～1か月前まで 【その他諸室】 <u>会議利用</u> 利用日の6か月前～当日まで <u>飲食／物販</u> 利用日の3か月前～当日まで
芝居小屋	八千代座	利用日の3か月前まで
	内子座	利用日の1年前～6日前まで

【利用申し込み期間の考え方】

イイヅカコスモスコモンをはじめとする県内ホールと同様に、1年前から申込を開始できる方針としますが、優先予約の制度を設けたり、利用用途によって申込の時期をずらしたり、施設の特性を最大限に活用できる規則を検討します。また、興行利用と市民利用のバランスに配慮した設定を検討します。

⑤ その他の事項

公共施設となることから、劇場の利用に際して制限や条件を設ける必要のある項目については、改めて検討を行う必要があります。特に、かつての劇場で可能であった場内飲食などについては、他の芝居小屋の事例等を参考にしながら嘉穂劇場に適した運営ルールを検討します。

<今後の検討事項>

場内飲食、酒類の提供、金銭の授受、火気の使用 等

【近隣・類似施設の飲食ルール事例】

分類	施設名	ルール
民間	明治座	・開演前・休憩時間(幕間)は客席内・ロビーで飲食可能 ・上演中の飲食は禁止 ・蓋のついていない飲み物、アルコール類は持ち込み禁止
	浅草演芸ホール	・上演中も飲食可能 ・ただし、においや音のするものは極力避けること
公共	国立劇場	・客席内での飲食不可 ・劇場内での飲食はロビー・食堂を利用
	博多座	・開演前や休憩時間は客席内での飲食が可能 ・上演中の飲食は禁止
	康楽館	・場内での飲食可能 ・ただし、食品衛生上、外からの飲食物持ち込みは禁止
	八千代座	・上演中の飲食可能

(3)料金設定について

① 施設利用料金

【近隣・類似施設の事例比較】

分類	施設名	席数	平日全日		
			料金(円)	時間	時間席単価(円)
市内	イイヅカコスモスコモン(大ホール)	1,504	92,400	13	4.7
県内ホール	久留米シティプラザ(ザ・グランドホール)	1,514	177,520	13	9.0
	北九州芸術劇場(大ホール)	1,269	176,700	12	11.6
	みやま市総合市民センター(多目的ホール)【市内】	805	49,500	13	4.7
	みやま市総合市民センター(多目的ホール)【市外】	805	59,400	13	5.7
	柳川市民文化会館(大ホール)	803	49,000	13	4.7
芝居小屋	八千代座	650	35,000	13	4.1
	内子座(町内在住者)	500	26,000	13	4.0
	内子座(町外在住者)	500	52,000	13	8.0

【施設利用料金の考え方】

施設使用料収入を重要な財源の一つと捉え、近隣施設の事例を参考に適切な設定を検討します。検討に際しては、上表に記載の時間席単価等を比較しながら、嘉穂劇場の位置づけや性格に考慮した金額を設定します。

② 加算・減算について

【イヅカコスモスコモンの事例】

分類	項目	内容
加算について	平日料金／土日祝日料金	平日料金×1.2
	入場料ごとの料金設定	入場料を徴収しない場合 =基本料金 1,000 円未満の場合 =基本料金×1.5 1,000 円以上 3,000 円未満の場合 =基本料金×2.0 3,000 円以上の場合 =基本料金×3.0
	冷暖房料金	1 時間あたり 15,010 円(大ホール)
減算について	仕込み・リハーサル・撤収のために利用するとき	5 割減免
	市が主催する行事に利用するとき	10 割減免
	市が共催する行事に利用するとき	5 割減免
	市が後援する行事に利用するとき	3 割減免

【加算・減算の考え方】

イヅカコスモスコモンの加算・減算は上記のとおりです。現在は 1,000 円以下でも入場料を徴収する場合は加算していますが、近年は 2,000 円程度までは加算せず、市民が入場料をとって発表をすることで活動継続の資金やモチベーションの持続に配慮している施設も増えています。冷暖房料金についても煩雑さを避けるため、また年間を通して快適な施設を提供するために基本使用料に冷暖房料金を含む設定とする施設も増えています。市内の状況および近年の潮流を参考にしながら適切な料金設定を検討します。

③ 見学科について

【近隣・類似施設の事例比較】

分類	施設名	個人	団体
芝居小屋	八千代座	①小中学生 270 円(資料館のみ 110 円) ②一般 530 円(資料館のみ 220 円)	①小中学生 220 円(資料館のみ 90 円) ②一般 430 円(資料館のみ 170 円)
	内子座	①小人 200 円 ②大人 400 円 ③近隣 3 館セット券 小人 450 円 ④近隣 3 館セット券 大人 900 円	①近隣 3 館セット券 小人 400 円 ②近隣 3 館セット券 大人 720 円
	康楽館	①小人 350 円 (常打芝居公演付き 1,250 円) ②大人 700 円 (常打芝居公演付き 2,500 円) ※特別席利用の場合 550 円増 ※近隣施設セット券あり	①小人 320 円 (常打芝居公演付き 1,100 円) ②大人 640 円 (常打芝居公演付き 2,200 円) ③教育旅行 300 円 (常打芝居公演付き 990 円)

【見学科の考え方】

他の芝居小屋と同様に、個人／団体、子ども／一般、市内／市外など複数の見学科設定を検討します。その際、文化財の維持管理・保護や、持続可能な劇場経営の観点から、適切な料金設定を行います。その他、公演チケットや市内観光施設とのセット券など、来訪者増加につながる仕掛けもあわせて検討します。

5. 広報宣伝計画

(1) 基本的な考え方

嘉穂劇場が多くの方々に利用してもらえるよう、再開前からプレイベントの開催や様々な媒体を活用して継続的に情報発信を行っていきます。施設の知名度向上や利用促進だけでなく、外国人や障がいのある方にも情報が届くようアクセシビリティに配慮した広報宣伝計画を検討します。

(2) 広報宣伝手法

具体的な広報宣伝手法は以下のとおりです。市民ワークショップの意見も参考にしながら、具体的な方策を検討します。

方策	内容イメージ
ホームページ	・市公式ホームページでの定期的な情報掲載 ・嘉穂劇場の特設ホームページ開設
SNS の活用	・Facebook、X(旧 Twitter)、Instagram 等による準備状況やイベント情報の発信
印刷物の作成	・施設を PR するパンフレット作成 ・広報誌や機関誌の作成
取材依頼・広告	・TV、ラジオ、新聞、雑誌等への取材依頼、広告掲載
会員組織	・メール等によるイベント情報の提供

(3) プレイベント事業(休館中の取組)

休館中も嘉穂劇場の魅力を若い世代や観光客へ広く伝え、再開までの期待感を醸成するとともに、この休館中が再開後の劇場運営に不可欠なステークホルダーとの連携体制を構築する大切な期間であることから、様々な手法での情報発信が適切な時期に実施できるよう検討を進めます。

時期	内容イメージ
計画中～着工前	・収蔵備品・書籍等のリスト化、分析、必要に応じた修復と進捗状況の公開 ・嘉穂劇場のツアーガイド育成事業の実施 ・劇場前広場の活用(イベント広場、フリーマーケット等の開催) ・解体前の劇場見学会
建設工事中～開館数カ月前	・改修工事見学会 ・イイヅカコスモスコモンや周辺施設と連携した嘉穂劇場プレオープンイベントの実施 ・市民参加型のカウントダウンイベントの実施 ・嘉穂劇場のシンボルマークやオリジナルグッズ等を公募で制作 ・施設利用予定者への説明会、見学会の開催
開館時	・開館記念式典の実施 ・市民参加型オープニング公演の実施

6. 収支計画

(1) 基本的な考え方

「運営コストの削減」と「事業・サービスの質の担保」のバランスに配慮した収支計画を検討します。

具体的には、公的機関からの助成金や民間企業からの支援、ふるさと納税などの外部資金等の獲得を通して持続可能な劇場運営を目指すと同時に、運営主体への要求水準を明確にすることでサービスの質が下がらないよう配慮します。

また、文化財を含む施設維持管理に関しては、計画的に耐用年数・更新時期・費用等を整理し、必要経費の予測と平準化を行います。

(2) 収支構造イメージ

収入については、市の財政負担としての指定管理料(もしくは委託料)に加え、施設貸出料金収入や施設見学の入場料、自主事業を行った際のチケット収入が挙げられます。支出については、人件費、維持管理費、事業費の大きく3つに分かれます。

今後、施設改修内容や事業本数などの検討が進んだ段階で、具体的な試算を行います。

【収入】

市の財政負担 (指定管理料・委託料)	施設貸館料金 収入	見学 入場料 収入	自主事業 入場料 収入	その他の 収入
運営管理に係る総経費から施設貸館料金収入および自主事業入場料収入・見学入場料収入・その他の収入を差し引いた金額	施設・備品の貸出料金	チケット代・参加料等		国の機関、民間企業等からの補助金、助成金等

【支出】

維持管理費				人件費	事業費
管理費	光熱費	事務費	修繕費		
設備点検、清掃、警備等の費用	電気、水道、ガス等の使用料	通信費、消耗品費等	小規模修繕の費用	職員給与等 (管理担当・事業担当)	自主事業経費

第 5 章 事業スケジュール

2025(令和 7)年度に設計者を選定し、2025(令和 7)年度から 2027(令和 9)年度にかけて基本設計・実施設計、2027(令和 9)年度から改修等工事を実施します。また、その間に運営者を選定し、工事後の準備期間を経て、2031(令和 13)年度のリニューアルオープンを目指します。

【想定される事業スケジュール(予定)】

(年度)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028 (令和 10)	2029 (令和 11)	2030 (令和 12)
文化財関連	文化財保護 審議会	事前調整	建築 審査会				
管理運営		規則・組織の 詳細検討	条例・規則 作成	管理運営内容の精査・管理運営体制の検討・管理運営者の選定			開館準備
設計・工事		基本設計	実施設計	施工			

参 考 資 料

1. 本計画に至るまでの取り組み

(1)飯塚市文化施設活用検討委員会(第2期)の審議状況

飯塚市文化施設活用検討委員会(第2期)では、2023(令和5)年7月から2024(令和6)年6月までの間に6回の審議を重ね、嘉穂劇場の改修の方向性や必要な機能、管理運営の方針について検討しました。

回	開催日	主な議題	概要
第1回	R5.7.14	・これまでの検討経緯について ・今後の進め方について ・基本理念(案)について	・これまでの経緯の説明 ・基本理念(案)の提示
第2回	R5.8.31	・基本理念(修正案)について ・劇場空間のあり方について ・事業計画の考え方について	・基本理念の協議、確認 ・劇場空間のあり方についての確認、協議 ・事業計画の考え方の確認、協議
第3回	R5.10.18	・施設の改修について ・事業計画方針(案)について	・改修計画における法規の説明、協議 ・施設の改修内容についての確認、協議 ・事業計画方針(案)の提示
第4回	R6.1.29	・施設の改修について ・事業計画(案)について ・組織計画の考え方について ・休館中イベントについて	・建築指導課協議の報告 ・事業計画(案)の提示、協議 ・組織計画における課題の提示 ・休館中のイベントに関するワークショップ意見提示、協議
第5回	R6.3.26	・施設改修計画について ・組織計画(案)について ・利用規則・料金について ・収支計画について	・施設改修計画(案)の提示 ・組織計画(案)の提示 ・利用規則・料金の考え方確認、協議 ・収支計画の考え方の確認、協議
第6回	R6.6.12	・施設改修・管理運営計画(案)について	・素案の確認、意見交換

(2)市民ワークショップ

2023(令和 5)年 8 月から 2023(令和 5)年 12 月まで、委員会の開催と並行して市民ワークショップを開催しました。これは、嘉穂劇場再開に向けたプロジェクトを「自分事」として捉え、劇場や飯塚のまちづくりへの関心を高めていただく場としたもので、計 6 回にわたりさまざまなテーマでグループワークを行いました。

ワークショップで挙げられた意見は委員会における検討や計画策定の参考情報としました。

【ワークショップ概要】

回	開催日	参加人数	テーマ・内容
第 1 回	令和 5 年 8 月 5 日(土)	20 名	「飯塚市のまちじまん&嘉穂劇場の魅力とは？」
第 2 回	令和 5 年 8 月 26 日(土)	18 名	「嘉穂劇場をどのように活用する？」
第 3 回	令和 5 年 9 月 30 日(土)	14 名	「どんなルールやサービスがあると使いやすい？」
第 4 回	令和 5 年 10 月 28 日(土)	17 名	「どうやって魅力を発信する？」
第 5 回	令和 5 年 11 月 25 日(土)	12 名	「自分たちにできることは？」
第 6 回	令和 5 年 12 月 23 日(土)	17 名	「まとめ&徳永高志氏特別講演会」

【ワークショップで出された主な意見】

項目	ワークショップ意見
嘉穂劇場の魅力	劇場のブランド力、心奪われる空間、一流芸能人の憧れの場所、普段体験できない柵席、イイヅカコスモスコモン・図書館に近い
嘉穂劇場の課題	魅力を伝えられていない、劇場だけでは行ってみようとならない、地元の人が興味を持っていない、バリアフリーが不十分
やってほしい取り組みやイベント	歌舞伎や大物アーティストを誘致した公演など収益性のある事業、市民サークルや大学サークルの発表会利用、ファッションショー、市内既存イベントとのコラボ(花火、山笠など)、周辺店舗との連携、美術館や資料館のような要素も必要
ルール(規則)やサービスについて	減免などの基準はイイヅカコスモスコモンと同一にしてほしい、使用時間の細分化、ネット予約ができるサービス、飲食可能なルール、市民が利用する際はスタッフによるサポートがほしい
情報発信について	公式 Instagram など SNS の活用、広報誌の発行、多言語対応、バックヤードツアー、映えスポット、シンボルマークやグッズ制作、施設運営者には情報発信のための手段を考え、行動できる人を
自分たちでできること 市民協働のあり方	市民ボランティアによるツアー、運営委員や実行委員をつくる、ウェブサイトや機関誌など広報活動サポート、演劇公演への出演

2. 用語集

(1) 建築

● 舞台

上手	客席から舞台向かって右側のこと。	
下手	客席から舞台向かって左側のこと。	
すのこ(ぶどう棚)	舞台上の天井で、すのこ張りになっている。ここに吊物のワイヤーを受ける滑車や、巻き上げのモーター等が配置される。	
奈落	舞台床下の総称。廻り舞台、セリ、すっぽん等の機構が配置されている。	
綱元(つなもと)	手動の吊物類を昇降させる装置がある場所。通常舞台下手側に配置される。	
花道(本花道)	下手側客席後方から観客席を貫通して舞台へ通じる舞台の延長として主要俳優の舞台への当退場に重要な役割を持つ設備。	
フライタワー	舞台上部のバトンや照明、幕などを収納する空間のこと。	

● 客席

栈敷	歌舞伎劇場などで観客席の両側の壁に沿って一段高くなっている特別席で四角に仕切られた座席。大衆席である枡席に対する言葉。	
枡席	両花道の間の客席部分のこと。枡形に区切られている。	

(2)舞台機構設備

●吊物・幕

バトン	大道具や照明機材を吊り込むための設備。現代の劇場では電動で昇降させる鉄製のパイプが一般的。嘉穂劇場には竹製・手動のものが設置されている。 
水平幕	舞台の後方にある照明効果を出すための白いヒダ無しの1枚幕。照明によって染めることで、空や水平を表現する。スクリーンの代わりに映像を投射することも可能。
緞帳	舞台と観客席を区切る幕。
LED パネル (LED ビジョン)	小さな LED 球を組み立てて作成された 600mm 角程度のサイズのパネル。これを縦横に組み合わせて大きなサイズにして利用する。LED 球がそれぞれ別の色で光ることによって様々な映像や写真、文字等を表示することができる。 街頭の動画広告で利用されているものも LED パネルのひとつ。現在は舞台の背景等の舞台演出として利用している劇場も多い。多数の大道具を使わずに様々なシーンを作ることができる。

●床機構

セリ	舞台床に切り穴をつくり、その上に演技者や装置をのせて上下する仕掛け。小セリは一般的に人間の昇降に使い、大セリは大道具の昇降に使い、演出効果を高める。 
廻り舞台 (盆)	舞台床を円形状に切り抜き、回転することによって舞台転換の時間を短縮したり、特殊な演出効果を上げるための床機構。 
すっぽん	花道の七三(鳥屋から七分、舞台から三分の所)にある小さなセリのこと。 

(3)舞台照明設備

ボーダーライト	舞台上部、プロセニウムに平行に数列にわたり吊られた上方から舞台面を平均に照射する照明。	
ムービングライト	遠隔操作で照射角度や色合い等を変えられるスポットライト。	
LED 機材	小型、省電力、長寿命で、熱をほとんど出さず、調光・点滅が自在等、様々な利点がある機材。現代の劇場ではハロゲン機材の代わりに使われることが多くなっている。	
ピンスポットライト (フォロースポット)	動きのある対象物や暗い照明の中でのピックアップに使用されるオペレータ操作によるスポットライト。客席後方上部に設置される。	
シーリングライト	劇場の客席天井の開口部に設置して舞台を照らすためのスポットライト群。	
客電	客席の照明のこと。客電も演出の一部に含まれる。	

(4)舞台音響設備

メインスピーカー	劇場のプロセニウムアーチの上部、プロセニウム開口部の左右の側壁に客席に向けて設置されているスピーカーシステム。客席全体へ音が行き届くようにカバーする。
モニタースピーカー (はね返りスピーカー) (返し)	客席ではなく舞台側へ音が行き届くようカバーするスピーカー。
アンプ	スピーカーを鳴らすために音の信号を増幅するための設備。
インカム (インターカム)	スタッフ同士が音声で連絡を取り合うための設備。音響調整室と舞台袖、奈落などに設ける。

■ 飯塚市文化施設活用検討委員会(第2期) 委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所 属 又 は 役 職
委員長	河 知 延	近畿大学産業理工学部 教授
副委員長	徳 永 高 志	慶應義塾大学大学院 非常勤講師
委 員	瓜 生 隆 弘	近畿大学九州短期大学 教授
委 員	緒 方 亮 輔	九州旅客鉄道株式会社 JR新飯塚駅駅長
委 員	鈴 木 彩	公益社団法人 福岡県観光連盟 プロモーション推進部デジタルマーケティング係長
委 員	榎 本 二 郎	株式会社 Zero-Ten 代表取締役
委 員	安 徳 一 紀	公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団 劇場事業課長兼総務課長
委 員	長 曽 我 部 徹	全国芝居小屋会議 事務局次長
委 員	金 原 梨 奈	柳川藩主立花邸御花 マーケティング担当
委 員	多 賀 谷 勇 気	一般社団法人 飯塚青年会議所 理事長
委 員	元 野 木 正 比 古	飯塚市商店街連合会 商店街タウンマネージャー
委 員	中 島 孝 行	八女町並みデザイン研究会 副理事長
委 員	竹 川 克 幸	飯塚市文化財保存活用推進委員会 委員 日本経済大学 教授
委 員	奥 田 る り	公募委員
委 員	豊 嶋 陽 子	公募委員

※ 所属等は委員就任時点(令和5年7月14日)のもの